

平成 2 2 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 2 8 号	平成 2 1 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第 2 9 号	箕面わいわい株式会社経営状況報告の件	3
報告第 3 0 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
報告第 3 1 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	9
第 7 6 号議案	第五次箕面市総合計画基本構想を定める件	13
第 7 7 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立止々呂美ふるさと自然館）	15
第 7 8 号議案	大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件	17
第 7 9 号議案	箕面市上水道第 5 次拡張事業変更の件	23
第 8 0 号議案	箕面市公の施設における暴力団利益排除のための関係条例の整備に関する条例制定の件	31
第 8 1 号議案	箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例改正の件	49
第 8 2 号議案	箕面市路上喫煙禁止条例制定の件	51
第 8 3 号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例制定の件	55

第 8 4 号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例制定の件	59
第 8 5 号議案	箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例制定の件	65
第 8 6 号議案	箕面市牧落住宅団地条例及び箕面市営住宅管理条例改正の件	71
第 8 7 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	75
第 8 8 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び箕面市水道事業給水条例改正の件	77
第 8 9 号議案	平成 2 2 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）	81
第 9 0 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	131
第 9 1 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計老人保健医療事業費補正予算（第 1 号）	153
第 9 2 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	167
第 9 3 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	185
第 9 4 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費補正予算（第 1 号）	203
第 9 5 号議案	平成 2 2 年度箕面市特別会計小野原西土地区画整理事業費補正予算（第 1 号）	221
第 9 6 号議案	平成 2 2 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 2 号）	239
第 9 7 号議案	平成 2 2 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	253

報告第 28 号

平成 21 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 22 年 9 月 2 日提出

箕面市教育委員会委員長 小 川 修 一

別冊のとおり

報告第 2 9 号

箕面わいわい株式会社経営状況報告の件

箕面わいわい株式会社第 7 期事業報告について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

報告第 3 0 号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 2 2 年 5 月 1 7 日 午前 1 0 時 7 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 箕面市坊島五丁目 1 6 3 番 6 地先路上 |
| 3 | 相手方 | <div style="background-color: black; width: 280px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 130px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故の状況 | 本市の職員（総務部税務室収納対策課）が、上記日時・場所において、左折するために公用車を交差点に進入させたところ、歩道を前方から走行してきた相手方の自転車に接触して破損させ、自転車の運転者が負傷したものである。 |
| 5 | 和解の内容 | 本件事故による相手方の損害額（物損に限る。）は 2 1 , 0 0 0 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。 |
| 6 | 和解年月日 | 平成 2 2 年 6 月 3 0 日 |

1. The first part of the report is a summary of the work done during the year.

2. The second part is a detailed account of the work done during the year.

3. The third part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

4. The fourth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

5. The fifth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

6. The sixth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

7. The seventh part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

8. The eighth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

9. The ninth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

10. The tenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

11. The eleventh part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

12. The twelfth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

13. The thirteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

14. The fourteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

15. The fifteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

16. The sixteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

17. The seventeenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

18. The eighteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

19. The nineteenth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

20. The twentieth part is a summary of the work done during the year, and a list of the names of the persons who have been employed during the year.

写

専決第 10 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 22 年 5 月 17 日箕面市坊島五丁目 163 番 6 地先路上において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[REDACTED] [REDACTED] を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 22 年 6 月 30 日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第30号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

報告第 3 1 号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 2 2 年 5 月 1 9 日 午後 3 時 2 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 箕面市大字栗生間谷 2 8 9 8 番地 1 環境クリーンセンター敷地内 |
| 3 | 相手方 | <div style="background-color: black; width: 350px; height: 20px;"></div>
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故の状況 | 本市の職員（市民部環境クリーンセンター環境整備課）が、上記日時・場所において、あきびんをストックヤードに搬入するため公用車を後退させたところ、後方で停車していた相手方の車両に接触し、前部右側を破損させたものである。 |
| 5 | 和解の内容 | 本件事故による相手方の損害額は 3 3 0 , 8 3 1 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。 |
| 6 | 和解年月日 | 平成 2 2 年 7 月 1 4 日 |

1. The first part of the report is a general introduction to the project.

2. The second part of the report is a detailed description of the methodology used.

3. The third part of the report is a discussion of the results.

4. The fourth part of the report is a conclusion.

写

専決第 // 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成22年5月19日箕面市大字栗生間谷2898番地1環境クリーンセンター敷地内において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、
[REDACTED]
[REDACTED]を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成22年 7 月 2 日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第31号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

第 7 6 号議案

第五次箕面市総合計画基本構想を定める件

第五次箕面市総合計画基本構想を次のとおり定める。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり

(提案理由)

第五次箕面市総合計画基本構想を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 4 項の規定により提案するものである。

第 7 7 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立止々呂美ふるさと自然館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 新潟県三条市三貫地新田 9 5 8 番地
株式会社 スノーピーク
代表取締役 山 井 太 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

（一）本會為便利會員起見，特設本會圖書室，凡會員均可利用。

（二）本會圖書室之圖書，係由本會購置，或由會員捐贈，或由本會向各機關團體借借。

（三）本會圖書室之圖書，

（四）本會圖書室之圖書，

（五）本會圖書室之圖書，

（六）本會圖書室之圖書，

（七）本會圖書室之圖書，

（八）本會圖書室之圖書，

（九）本會圖書室之圖書，

（十）本會圖書室之圖書，

（十一）本會圖書室之圖書，

（十二）本會圖書室之圖書，

（十三）本會圖書室之圖書，

第 7 8 号議案

大阪広域水道企業団の設置に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項の規定により大阪広域水道企業団を設置するため、別紙規約案のとおり関係市町村と協議する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

水道用水供給事業の経営に関する事務等を共同して処理するため、大阪広域水道企業団を設置することについて関係市町村と協議を行うため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものである。

1. The first part of the report is a general introduction to the project.

2. The second part of the report is a detailed description of the methodology used.

3. The third part of the report is a discussion of the results of the study.

4. The fourth part of the report is a conclusion and recommendations.

5. The fifth part of the report is a list of references.

6. The sixth part of the report is an appendix containing additional data.

7. The seventh part of the report is a glossary of terms.

8. The eighth part of the report is a list of figures and tables.

9. The ninth part of the report is a list of abbreviations.

10. The tenth part of the report is a list of acknowledgments.

11. The eleventh part of the report is a list of appendices.

12. The twelfth part of the report is a list of references.

13. The thirteenth part of the report is a list of figures and tables.

14. The fourteenth part of the report is a list of abbreviations.

15. The fifteenth part of the report is a list of acknowledgments.

16. The sixteenth part of the report is a list of appendices.

17. The seventeenth part of the report is a list of references.

18. The eighteenth part of the report is a list of figures and tables.

19. The nineteenth part of the report is a list of abbreviations.

大阪広域水道企業団規約 (案)

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、大阪広域水道企業団 (以下「企業団」という。) という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、別表に掲げる地方公共団体 (以下「構成団体」という。) をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (2) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務
- (4) 前3号に附帯する一切の事務

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、大阪市中央区谷町二丁目3番12号に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 企業団の議会の議員 (以下「企業団議員」という。) の定数は、30人とする。

- 2 企業団議員は、構成団体の議会の議員の中から選挙する。
- 3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

- 2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

- 3 企業団の議会の解散があつたとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(企業団議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。
- 3 企業長は、構成団体の長の互選による。
- 4 企業長の任期は、当該構成団体の長の任期とする。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員は、企業長が任免する。
(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

(首長会議の設置)

第11条 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、首長会議を置く。

- 2 前項の首長会議の委員は、構成団体の長をもって充てる。
- 3 首長会議に必要な事項については、企業長が定める。

(運営協議会の設置)

第12条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の水道事業管理者をもって充てる。ただし、水道事業管理者を置かない構成団体については、当該構成団体の長が指名する者をもって充てる。

- 3 運営協議会に必要な事項については、企業長が定める。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

第5章 その他

(補則)

第14条 この規約の施行に必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条及び第9条の規定は、大阪府知事の許可の日から施行する。

(職務執行者)

- 2 この規約施行後、企業長が選任されるまでの間は、堺市長が企業長の職務を執行する。

別表 (第2条関係)

堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

第 7 9 号議案

箕面市上水道第 5 次拡張事業変更の件

箕面市上水道第 5 次拡張事業を次のとおり変更し、施行する。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 計画給水区域

- 既決 (1) 本市の区域（石丸三丁目、白島、如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目、白島三丁目、箕面二丁目、箕面八丁目、温泉町、箕面公園、大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目、彩都栗生北七丁目、箕面、新稲、森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、上止々呂美及び下止々呂美の区域を除く。）のうち標高 O P プラス 1 4 0 メートルまでの区域
- (2) 石丸三丁目のうち標高 O P プラス 1 5 0 メートルまでの区域の一部
- (3) 白島のうち標高 O P プラス 1 5 5 メートルまでの区域の一部
- (4) 如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目及び白島三丁目のうち標高 O P プラス 1 7

0メートルまでの区域の一部

(5) 箕面二丁目、箕面八丁目、温泉町及び箕面公園のうち標高OPプラス246メートルまでの区域の一部

(6) 大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目及び彩都栗生北七丁目のうち標高OPプラス335メートルまでの区域の一部

(7) 箕面のうち標高OPプラス345メートルまでの区域の一部

(8) 新稲のうち標高OPプラス395メートルまでの区域の一部

変更 (1) 本市の区域（石丸三丁目、白島、如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目、白島三丁目、箕面二丁目、箕面八丁目、温泉町、箕面公園、大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目、彩都栗生北七丁目、箕面、新稲、森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、上止々呂美及び下止々呂美の区域を除く。）のうち標高OPプラス140メートルまでの区域

(2) 石丸三丁目のうち標高OPプラス150メートルまでの区域の一部

- (3) 白島のうち標高〇 P プラス 1 5 5 メートルまでの区域の一部
- (4) 如意谷三丁目、如意谷四丁目、如意谷五丁目及び白島三丁目のうち標高〇 P プラス 1 7 0 メートルまでの区域の一部
- (5) 箕面二丁目、箕面八丁目、温泉町及び箕面公園のうち標高〇 P プラス 2 4 6 メートルまでの区域の一部
- (6) 大字栗生間谷、栗生間谷東六丁目、栗生間谷東八丁目、彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目及び彩都栗生北七丁目のうち標高〇 P プラス 3 3 5 メートルまでの区域の一部
- (7) 箕面のうち標高〇 P プラス 3 4 5 メートルまでの区域の一部
- (8) 新稲のうち標高〇 P プラス 3 9 5 メートルまでの区域の一部
- (9) 森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、上止々呂美及び下止々呂美のうち標高〇 P プラス 3 2 0 メートルまでの区域の一部

2 計画給水人口

既決 1 3 1, 0 0 0 人

変更 1 3 5, 1 0 0 人

3 計画給水量

既決

平均給水量		最大給水量	
1人1日	1日	1人1日	1日
364ℓ	47,680 m ³	455ℓ	60,000 m ³

変更

平均給水量		最大給水量	
1人1日	1日	1人1日	1日
299ℓ	39,984 m ³	357ℓ	48,200 m ³

4 工事等の内容

既決 受水場、中継ポンプ場、配水池、受水管、送水管、配水管、浄水処理設備及び集中監視制御設備の新設並びに大阪府営水道分水施設負担金等の負担

変更 中継ポンプ場、配水池、送水管及び配水管の新設並びに給水モニター、集中監視制御設備の増設

5 工事費等の予定総額

既決 10,588,890千円

変更 8,665,613千円

6 予定財源の内訳

既決

年 度	事業費 (千円)	財 源 内 訳		
		起 債 (千円)	負 担 金 (千円)	自己資金 (千円)
平成7年度から 平成13年度まで	2,692,742	2,120,600	76,224	495,918
平成14年度	503,305	350,000	110,728	42,577
平成15年度	1,426,821	1,080,000	304,737	42,084
平成16年度	1,406,945	1,000,000	262,222	144,723
平成17年度	1,012,902	160,000	696,730	156,172
平成18年度	709,443	270,000	359,882	79,561
平成19年度	599,510	330,000	218,625	50,885
平成20年度	793,041	370,000	365,864	57,177
平成21年度	639,848	200,000	375,278	64,570

平成 2 2 年 度	804,333	230,000	499,131	75,202
計	10,588,890	6,110,600	3,269,421	1,208,869

変更

年 度	事 業 費 (千円)	財 源 内 訳		
		起 債 (千円)	負 担 金 (千円)	自 己 資 金 (千円)
平成 7 年 度 から 平成 2 1 年 度 まで	7,778,002	4,411,700	2,376,181	990,121
平成 2 2 年 度	78,717	21,000	0	57,717
平成 2 3 年 度	162,248	106,000	0	56,248
平成 2 4 年 度	277,978	170,000	0	107,978
平成 2 5 年 度	178,741	104,000	0	74,741
平成 2 6 年 度	69,390	28,000	0	41,390
平成 2 7 年 度	120,537	79,000	0	41,537
計	8,665,613	4,919,700	2,376,181	1,369,732

7 工事等の予定期間

既決 平成7年度から平成22年度まで

変更 平成7年度から平成27年度まで

(提案理由)

箕面市上水道第5次拡張事業を変更し、施行するため、水道法（昭和32年法律第177号）第10条の規定により提案するものである。

THEY ARE ALL DEAD

THEY ARE ALL DEAD THEY ARE ALL DEAD THEY ARE ALL DEAD

THEY

THEY ARE ALL DEAD

THEY ARE ALL DEAD THEY ARE ALL DEAD THEY ARE ALL DEAD

THEY ARE ALL DEAD

第八十号議案

箕面市公の施設における暴力団利益排除のための関係条例の
整備に関する条例制定の件

箕面市公の施設における暴力団利益排除のための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市公の施設における暴力団利益排除のための関係条例の
整備に関する条例

(市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正)

第一条 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第九条第一項を次のように改める。

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

一 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

二 第五条各号に該当する事由が発生したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一

条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第五条第五号に該当する事由(前条第一項第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立公民館条例の一部改正)

第二条 箕面市立公民館条例(昭和四十年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第十三条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十三条の二 委員会は、必要があると認めるときは、第十一条第四号に該当する事由(前条第一項第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立図書館条例の一部改正)

第三条 箕面市立図書館条例(昭和四十一年箕面市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条を第十七条とし、第五条を第十六条とし、同条の前に次の七条を加える。

(会議室等の利用の許可の取消し等)

第九条 委員会は、会議室等の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、利用の許可を取り消し、

その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの規則の規定に違反したとき。
- 二 利用目的が許可した利用の目的と異なるとき。
- 三 公益を害するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とするとき。
- 五 災害その他やむを得ない理由により利用ができなくなったとき。
- 六 暴力団の利益になるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、委員会が不適当と認めるとき。

(意見の聴取)

第十条 委員会は、必要があると認めるときは、第五条第四号又は前条第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(駐車場の制限)

第十一条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車の入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- 一 駐車場が満車のとき。
- 二 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 三 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 四 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障が生ずるおそれがあるとき。

(駐車場における行為の禁止)

第十二条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車を妨げる行為
- 二 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損し、又は損傷する行為

三 火を使用する行為

四 飲食物その他物品を販売する行為

五 不要なアイドリングをする行為

六 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると委員会が認める行為

(駐車場の供用の休止)

第十三条 委員会は、駐車場の整備工事その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害の賠償)

第十四条 駐車場利用者が、故意又は過失により駐車場の施設を損傷し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれ、その損害を賠償しなければならない。

(善良な管理者の注意義務)

第十五条 委員会は、駐車場における自動車の駐車に関し善良な管理者として注意を怠らなかったときは、自動車の損傷又は滅失について一切の損害賠償の責を負わない。

第四条第一項中「図書館の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)」を「会議室等」に、「図書館の駐車場」を「駐車場」に改め、同条第二項中「箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

(会議室等の利用の申請)

第四条 図書館の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 委員会は、会議室等の利用を許可する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(会議室等の利用の制限)

第五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 営利を目的とするとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第九条第六号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、会議室等の管理上支障があると認めるとき。

(会議室等の利用期間の制限)

第六条 会議室等は、引き続き五日以上利用することができない。ただし、図書館の管理上支障がないとき、又は委員会が認めるときは、この限りでない。

(駐車できる自動車)

第七条 図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち高さが二・三メートル以下のものとする。

別表第一中「別表第一（第四条関係）」を「別表第一（第八条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二（第四条関係）」を「別表第二（第八条関係）」

に改める。

(箕面市都市公園条例の一部改正)

第四条 箕面市都市公園条例(昭和五十年箕面市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める」を「次の各号のいずれにも該当しない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第四条第四項中「前項」を「第一項」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「若しくは原状回復」を「、原状回復若しくは公園からの退去」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第四条第三項各号に該当する事由が発生したとき。

第十五条の二を第十五条の二の二とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十五条の二 市長は、必要があると認めるときは、第四条第三項第二号に該当する事由(前条第一項第四号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立生涯学習センター条例の一部改正)

第五条 箕面市立生涯学習センター条例(昭和六十一年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律

第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、第十二条第四号に該当する事由(前条第一項第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立リサイクルセンター条例の一部改正)

第六条 箕面市立リサイクルセンター条例(平成四年箕面市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第七条 市長は、必要があると認めるときは、第五条第四号に該当する事由(前条第一項第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立萱野三平記念館条例の一部改正)

第七条 箕面市立萱野三平記念館条例(平成五年箕面市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条を削り、第三条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第五条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害による緊急事態が発生したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、委員会が管理上必要があると認めるとき。

(意見の聴取)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、第三条第三号又は前条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第二条の次に次の一条を加える。

(使用の制限)

第三条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、涓泉亭の利用を許可しない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第五条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、涓泉亭の管理上支障があると認めるとき。

(箕面市立消費生活センター条例の一部改正)

第八条 箕面市立消費生活センター条例(平成六年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(次条第二号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第六条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 暴力団の利益になるとき。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第七条 市長は、必要があると認めるときは、第五条第三号又は前条第二号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立総合保健福祉センター条例の一部改正)

第九条 箕面市立総合保健福祉センター条例(平成七年箕面市条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の

一条を加える。

(意見の聴取)

第十条 市長は、必要があると認めるときは、第七条第四号に該当する事由(前条第二号に該当する事由を含む。)の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立斎場条例の一部改正)

第十条 箕面市立斎場条例(平成十二年箕面市条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第八条第四号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団の利益になるとき。

第十四条を第十五条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、第四条第四号又は前条第四号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第十一条 箕面市立斎場条例(平成二十二年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号

とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第三号において

「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十八条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第三号又は第十二条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十一条第三号又は第十二条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（箕面市立コミュニティセンター条例の一部改正）

第十二条 箕面市立コミュニティセンター条例（平成十六年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十三条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第九条第四号又は第十条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第九条第四号又は第十条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（箕面市立市民活動センター条例の一部改正）

第十三条 箕面市立市民活動センター条例（平成十六年箕面市条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第十九条を第二十条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十二条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立市民文化ホール条例の一部改正)

第十四条 箕面市立市民文化ホール条例(平成十六年箕面市条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第三号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十条を第二十一条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十七条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部改正)

第十五条 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例(平成十七年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十五条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十八条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十三条第三号又は第十五条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第十三条第三号又は第十五条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（箕面市立総合運動場条例の一部改正）

第十六条 箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十六条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第十八条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十八条の二 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十四条第三号又は第十六条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第十四条第三号又は第十六条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部改正）

第十七条 箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成十七年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十四条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十条を第二十一条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第十七条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市立人権文化センター条例の一部改正)

第十八条 箕面市立人権文化センター条例（平成二十一年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十六条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十九条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十四条第四号又は第十六条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十四条第四号又は第十六条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

附則第四項中「第七条」を「第九条」に改める。

(箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例の一部改正)

第十九条 箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例（平成二十二年箕面市条

例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第三号において「暴力団」という。)の利益になるとき。

第十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第十六条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第十六条の二 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公の施設における暴力団の利益になる利用について排除し、市民生活の安全及び平穩の確保を図るため、本条例を制定するものである。

第八十一号議案

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例改正の件

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例の一部を改正する条例

箕面市立かやの広場・かやの中央駐車場条例（平成十七年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 指定管理者は、市長の承認を得て、複合施設に当該指定管理者の名称（通称を含む。）を付し、通称として使用することができる。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十五条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

第十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 暴力団の利益になるとき。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第二十四条の二 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十五条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長

の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第十二条第三号又は第十五条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市立かやの広場及び箕面市立かやの中央駐車場に指定管理者の名称を付し、通称として使用することができるようにすることにより、市の収入増加及び利用者の利便性向上を図るとともに、箕面市立かやの広場における暴力団の利益になる利用を排除し、市民生活の安全及び平穩の確保を図るため、本条例を改正するものである。

第八十二号議案

箕面市路上喫煙禁止条例制定の件

箕面市路上喫煙禁止条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市路上喫煙禁止条例

(目的)

第一条 この条例は、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等の安全及び健康的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路等 道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車並びに同法第三条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

三 路上喫煙 道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう。

四 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市の責務）

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、路上喫煙の禁止に必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第四条 市民等は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、路上喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区等の指定)

第六条 市長は、必要があると認めるときは、箕面駅周辺から箕面大滝周辺に至るまでの範囲内において、路上喫煙を禁止する道路等を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区内において喫煙することができる場所を指定喫煙場所として指定することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、前三項の規定により路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第七条 市民等は、路上喫煙禁止地区内(指定喫煙場所を除く。)において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第八条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

（現場における職員の権限）

第九条 市長は、当該職員をして、現場で前条の規定による指導及び第十条の規定による処分に係る事務を行わせることができる。

（身分証明書）

第十条 前条の規定により指導及び処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、第七条の規定に違反した者又は関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（弁明の方法）

第十一条 第十三条の規定による過料の処分の際の弁明は、箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）第三章の規定にかかわらず、その場で書面を提出してするものとする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第十三条 第八条の指導に従わず、なお第七条の規定に違反した者は、千円の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 路上喫煙禁止地区及び指定喫煙場所の指定に関し必要な手続その他の準備行為は、平成二十三年四月一日前においても行うことができる。

(提案理由)

路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等の安全及び健康的な生活を確保するため、本条例を制定するものである。

第八十三号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例制定の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）に基づき、開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(法第三十三条第三項の規定による制限の強化)

第三条 法第三十三条第三項の規定により条例で定める技術的細目に係る制限の強化は、次に掲げるとおりとする。

- 一 政令第二十五条第二号本文に規定する予定建築物等の敷地に接するよう配置される道路の幅員の最低限度については、開発区域の面積が一万五千平方メートル以上三万平方メートル未満の開発行為にあつては十メートル、三万平方メートル以上の開発行為にあつては十二メートルとする（小区間で通行上支障がない場合は、六メートルを超え

ない範囲で市長が別に定める。）。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

二 政令第二十五条第六号の規定により設置すべき施設は、主として住宅の建築の用に供する目的で行われる開発行為においては公園とし、その一箇所当たりの面積の最低限度は、九十平方メートルとする。

（法第三十三条第四項の規定による制限）

第四条 法第三十三条第四項の規定による条例で定める建築物の敷地面積の最低限度は、市街化区域における戸建住宅（戸建住宅で事務所等の用途を兼ねるものを含む。）を対象とし、次の表の上欄に掲げる用途地域に応じ、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。

用途地域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	百五十平方メートル
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	百平方メートル
第二種中高層住居専用地域	
その他の地域	八十平方メートル

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日以後の規則で定める日から施行する。

(提案理由)

大阪府からの権限委譲に伴い、都市計画法に基づく開発行為の許可に係る事務のうち、市街化区域内に係るものを新たに行うに当たり、許可の基準を本市のまちづくりの方針に沿ったものとするため、本条例を制定するものである。

第八十四号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例

制定の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定に基づき、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)以下「法」という。)に基づく開発行為等に係る事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の手数料)

第二条 別表(い)の欄に掲げる者は、同表(ろ)の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表(は)の欄に定める金額の手数料を申請の際に納付しなければならない。

(手数料の還付)

第三条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第四条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年一月一日以後の規則で定める日から施行する。

(箕面市証明その他の手数料条例の一部改正)

2 箕面市証明その他の手数料条例(昭和五十八年箕面市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(他の条例との関係)

第一条の二 手数料に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(提案理由)

大阪府からの権限委譲に伴い、都市計画法に基づく開発許可等に係る事務のうち、市街化区域内に係るものを新たに行うに当たり、当該事務に係る手数料を徴収するため、本条例を制定するものである。

別表（第二条関係）

項	(い)	(は)
一 法第二十九条 第一項本文の 許可の申請を しようとする 者	(ろ) 法第四条第十三項に規定 する開発区域（以下「開 発区域」という。）の面積 が千平方メートル未満の 場合	一一〇、〇〇〇円
開発区域の面積が千平方 メートル以上三千平方メ ートル未満の場合		一七〇、〇〇〇円
開発区域の面積が三千平 方メートル以上六千平方 メートル未満の場合		二五〇、〇〇〇円
開発区域の面積が六千平 方メートル以上一万平方 メートル未満の場合		三三〇、〇〇〇円
開発区域の面積が一万平 方メートル以上三万平方 メートル未満の場合		五〇〇、〇〇〇円
開発区域の面積が三万平 方メートル以上六万平方 メートル未満の場合		六六〇、〇〇〇円
開発区域の面積が六万平 方メートル以上十万平方 メートル未満の場合		八四〇、〇〇〇円
開発区域の面積が十万平 方メートル以上の場合		一、一〇〇、〇〇〇円

三 法第三十七條 第一号の規定 による承認の 申請をしよう とする者	二 法第三十五條 の第二項本 文の許可の申 請をしようとする者
二、二〇〇円	申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が一、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その手数料の額は、一、一〇〇、〇〇〇円とする。 イ 法第四條第十二項に規定する開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第三十條第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ一の項に規定する額 ハ その他の変更については、一三、〇〇〇円

第八十五号議案

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例制定の件

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市宅地造成等規制法事務手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）に関する事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の手数料)

第二条 別表(い)の欄に掲げる者は、同表(ろ)の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表(は)の欄に定める金額の手数料を申請の際に納付しなければならない。

(手数料の還付)

第三条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第四条 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日以後の規則で定める日から施行する。

(提案理由)

大阪府からの権限委譲に伴い、宅地造成等規制法に基づく許可に係る事務のうち市街化区域内に係るものを新たに行うに当たり、当該事務に係る手数料を徴収するため、本条例を制定するものである。

別表（第二条関係）

項	(い)	(ろ)	(は)
一	法第八条第一項本文の許可の申請をしようとする者	切土又は盛土をする土地（以下「切土等の土地」という。）の面積が五百平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が五百平方メートルを超える千平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が二千平方メートルを超える五千平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が五千平方メートルを超える一万平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が一万平方メートルを超える二万平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が二万平方メートルを超える四万平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が四万平方メートルを超える七万平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が七万平方メートルを超える十万平方メートル以内の場合 切土等の土地の面積が十万平方メートルを超える場合	一四、〇〇〇円 二五、〇〇〇円 三六、〇〇〇円 五五、〇〇〇円 七八、〇〇〇円 一三〇、〇〇〇円 二〇〇、〇〇〇円 二九〇、〇〇〇円 三九〇、〇〇〇円 四九〇、〇〇〇円

二 法第十二条 第一項本文 の許可の申 請をしよう とする者	申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が四九〇、〇〇〇円を超えるときは、その手数料の額は、四九〇、〇〇〇円とする。 イ 切土等の土地に係る宅地造成（法第二条第二号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、切土等の土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあつては当該計画の変更前の切土等の土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合にあつては当該計画の変更前の切土等の土地の面積から当該減少に係る切土等の土地の面積を減じた面積）に応じ一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たに切土等の土地を加える宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに加える切土等の土地の面積に応じ一の項に規定する額 ハ その他の変更については、一三、〇〇〇円
--	--

三 宅地造成等 規制法施行 規則（昭和 三十七年建 設省令第三 号）第三十 条の書面の 交付を受け ようとする 者	宅地造成に關する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする場合	五、二〇〇円
法第八條第一項本文又は第十二條第一項本文の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合	一、一〇〇円	

第八十六号議案

箕面市牧落住宅団地条例及び箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市牧落住宅団地条例及び箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市牧落住宅団地条例及び箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

(箕面市牧落住宅団地条例の一部改正)

第一条 箕面市牧落住宅団地条例(昭和五十一年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

四 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める資格を有すること。

第十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第十七条第一項に次の一号を加える。

五 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第二十条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第二十條の二 市長は、必要があると認めるときは、第三條第四号、第十六條第二項又は第十七條第一項第五号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(箕面市営住宅管理条例の一部改正)

第二條 箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五條各号列記以外の部分中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第七号」を加え、同條に次の一号を加える。

七 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第六條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により改良住宅に入居する者は、第五條第七号に掲げる条件を具備する者でなくてはならない。

第十三條に次の一号を加える。

四 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第十五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第三十二條第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第三十二条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改め、同条第七項中「第一項第六号及び第七号」を「第一項第七号及び第八号」に改める。

第三十九条第一項第三号中「第五号」を「第六号」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第四十五条の二 市長は、必要があると認めるときは、第五条第七号、第十三条第四号、第十五条第二項又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市牧落住宅団地及び市営住宅における暴力団員の入居について制限し、市民生活の安全及び平穩の確保を図るため、本条例を改正するものである。

第八十七号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第七項第一号中「若しくは第四号」を「、第五号若しくは第十号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号」の下に「、第八号、第九号又は第十三号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十二年八月一日から適用する。

（提案理由）

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第八十八号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例及び箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例及び箕面市水道事業給水条例の一部を改

正する条例

(箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年箕面市条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号。以下「設置等に関する条例」という。)第一条第一項の改正規定を次のように改める。

第一条第一項中「、箕面市北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業」を削る。

第二条中設置等に関する条例第二条の改正規定を次のように改める。

第二条の見出し中「簡易水道事業及び」を削り、同条中「箕面市北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業、下止々呂美簡易水道事業

及び」を削る。

第二条中設置等に関する条例第三条第二項の改正規定を次のように改める。

第三条第二項第一号イの(8)の次に次のように加える。

- (9) 森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、上止々呂美及び下止々呂美のうち標高〇Pプラス三百二十メートルまでの区域の一部

第三条第二項第一号ロ中「十三万千人」を「十三万五千百人」に改め、同号ハ中「六万立方メートル」を「四万八千二百立方メートル」に改め、同項中第二号、第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とする。

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

第二条 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、箕面市北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業（以下「水道事業」という。）」を削る。

第二十二条第一項各号を削り、同項に次の表を加える。

用途	基本料金（一月につき）		超過料金（一立方メートルにつき）	
	水量	金額	水量	金額
一般用	八立方メートル以下の部分	七七九円	八立方メートルを超え一〇立方メートル以下の部分	一五七円五〇銭
			一〇立方メートルを超え二〇立方メートル以下の部分	一七八円五〇銭

湯屋用							
臨時用	二立方メートル以下の部分						
湯屋用	一〇〇立方メートル以下の部分						
	五、八八〇円						
	一、二六〇円						
	二立方メートルを超える部分	二〇立方メートルを超え三〇立方メートル以下の部分	三〇立方メートルを超え五〇立方メートル以下の部分	五〇立方メートルを超え一〇〇立方メートル以下の部分	一〇〇立方メートルを超え三〇〇立方メートル以下の部分	三〇〇立方メートルを超え五〇〇立方メートル以下の部分	五〇〇立方メートルを超える部分
	六三〇円	二〇四円七五銭	二三六円二五銭	二六七円七五銭	二九九円二五銭	三三六円	三七二円七五銭
	八四円						

第二十九条第二号中「水道事業」を「箕面市水道事業」に改める。

第三十七条第一項中「第二十二條第一項第一号の箕面市水道事業」を「第二十二條第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条の規定による改正後の箕面市水道事業給水条例第二十二條第一

項の規定は、平成二十三年四月一日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前の水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 平成二十三年四月一日以後最初に計量した日から前回計量した日の翌日までの間における水道料金の算定の基礎となる使用水量は、その使用期間中各日均等に使用したものとみなす。

(提案理由)

箕面市北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業を廃止するため、本条例を改正するものである。

第 8 9 号議案

平成 2 2 年度箕面市一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 2 2 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 734, 150 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 39, 546, 979 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 地方特例交付金		226,000	106,167	332,167
	1 地方特例交付金	226,000	106,167	332,167
10 地 方 交 付 税		100,000	502,973	602,973
	1 地 方 交 付 税	100,000	502,973	602,973
12 分担金及び負担金		503,029	241	503,270
	1 負 担 金	503,029	241	503,270
14 国 庫 支 出 金		4,931,560	57,335	4,988,895
	1 国 庫 負 担 金	4,459,980	7,340	4,467,320
	2 国 庫 補 助 金	135,960	2,180	138,140
	3 国 庫 委 託 金	48,797	47,815	96,612
15 府 支 出 金		2,410,320	37,467	2,447,787
	1 府 負 担 金	1,090,911	1,385	1,092,296
	2 府 補 助 金	881,248	684	881,932
	4 府 交 付 金	288,835	35,398	324,233
17 寄 附 金		1,101	4,493	5,594
	1 寄 附 金	1,101	4,493	5,594
18 繰 入 金		1,754,525	1,390	1,755,915
	2 他 会 計 繰 入 金	0	1,390	1,390
20 諸 収 入		1,143,823	24,084	1,167,907
	6 雑 入	494,141	24,084	518,225
歳 入 合 計		38,812,829	734,150	39,546,979

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議 会 費		417,247	444	417,691
	1 議 会 費	417,247	444	417,691
2 総 務 費		4,790,280	375,641	5,165,921
	1 総 務 管 理 費	3,988,940	364,677	4,353,617
	2 徴 税 費	324,975	△3,083	321,892
	3 戸籍住民基本台帳費	270,185	△11,826	258,359
	4 選 挙 費	102,865	15,486	118,351
	5 統 計 調 査 費	82,323	9,040	91,363
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	20,992	1,347	22,339
		14,350,995	52,323	14,403,318
	1 社 会 福 祉 費	3,693,840	28,630	3,722,470
	2 児 童 福 祉 費	6,196,456	13,093	6,209,549
	3 生 活 保 護 費	1,641,138	9,933	1,651,071
	4 国 民 健 康 保 險 費	829,662	1,208	830,870
4 衛 生 費	6 介 護 保 險 費	1,033,305	△1,999	1,031,306
	7 後 期 高 齢 者 医 療 費	955,159	1,458	956,617
		3,955,978	2,372	3,958,350
	1 保 健 衛 生 費	1,020,133	3,679	1,023,812
	2 清 掃 費	2,105,313	△1,637	2,103,676
	3 市 民 医 療 給 付 施 設 対 策 費	814,652	10	814,662
	4 上 水 道 費	15,880	320	16,200
5 労 働 費		78,205	2,400	80,605
	1 労 働 諸 費	78,205	2,400	80,605
6 農 林 水 産 業 費		96,082	10,166	106,248
	1 農 業 費	81,525	10,166	91,691
7 商 工 費		708,055	△794	707,261
	1 商 工 費	673,812	△794	673,018
		3,792,112	128,823	3,920,935
	1 土 木 管 理 費	1,531,431	△15,196	1,516,235
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	1,205,825	144,019	1,349,844
		1,221,993	92,246	1,314,239
	1 消 防 費	1,221,993	92,246	1,314,239
9 消 防 費		1,221,993	92,246	1,314,239
10 教 育 費		6,252,649	24,314	6,276,963

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	1 教育総務費	3,041,492	20,639	3,062,131
	2 小学校教育費	854,368	24,067	878,435
	3 中学校費	394,981	6,346	401,327
	4 幼稚園費	464,832	△8,366	456,466
	5 社会教育費	1,012,841	△18,372	994,469
		4,024	46,215	50,239
13 諸支出金	1 諸費	4,024	46,215	50,239
歳出合計		38,812,829	734,150	39,546,979

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
給与計算等業務委託事業			平成22年度 から 平成25年度	86,400 千円

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 3 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,985,000	0	21,985,000
2 地 方 譲 与 税	270,000	0	270,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	40,000	0	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0	20,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	0	1,006,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1,000	0	1,000
8 自動車取得税交付金	100,000	0	100,000
9 地 方 特 例 交 付 金	226,000	106,167	332,167
10 地 方 交 付 税	100,000	502,973	602,973
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	503,029	241	503,270
13 使用料及び手数料	714,367	0	714,367
14 国 庫 支 出 金	4,931,560	57,335	4,988,895
15 府 支 出 金	2,410,320	37,467	2,447,787
16 財 産 収 入	103,248	0	103,248
17 寄 附 金	1,101	4,493	5,594
18 繰 入 金	1,754,525	1,390	1,755,915
19 繰 越 金	5,056	0	5,056
20 諸 収 入	1,143,823	24,084	1,167,907
21 市 債	3,372,800	0	3,372,800
歳 入 合 計	38,812,829	734,150	39,546,979

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	417,247	444	417,691
2 総務費	4,790,280	375,641	5,165,921
3 民生費	14,350,995	52,323	14,403,318
4 衛生費	3,955,978	2,372	3,958,350
5 労働費	78,205	2,400	80,605
6 農林水産業費	96,082	10,166	106,248
7 商工費	708,055	△794	707,261
8 土木費	3,792,112	128,823	3,920,935
9 消防費	1,221,993	92,246	1,314,239
10 教育費	6,252,649	24,314	6,276,963
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,075,209	0	3,075,209
13 諸支出金	4,024	46,215	50,239
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,812,829	734,150	39,546,979

補正額の財源内訳				
特 定 財 源	一 般 財 源			
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	444	
47,180	0	1,560	326,901	
43,781	0	345	8,197	
0	0	394	1,978	
0	0	0	2,400	
0	0	0	10,166	
0	0	0	△794	
0	0	215	128,608	
0	0	300	91,946	
3,157	0	1,000	20,157	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	46,215	
0	0	0	0	
94,118	0	3,814	636,218	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
9	地 方 特 例 交 付 金	千円 226,000	千円 106,167	千円 332,167
	1 地 方 特 例 交 付 金	226,000	106,167	332,167
	1 地 方 特 例 交 付 金	226,000	106,167	332,167
10	地 方 交 付 税	100,000	502,973	602,973
	1 地 方 交 付 税	100,000	502,973	602,973
	1 地 方 交 付 税	100,000	502,973	602,973
12	分 担 金 及 び 負 担 金	503,029	241	503,270
	1 負 担 金	503,029	241	503,270
	1 民 生 費 負 担 金	412,455	241	412,696
14	国 庫 支 出 金	4,931,560	57,335	4,988,895
	1 国 庫 負 担 金	4,459,980	7,340	4,467,320
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	4,459,980	7,340	4,467,320
	2 国 庫 補 助 金	135,960	2,180	138,140
	1 総 務 費 国 庫 補 助 金	0	2,180	2,180
	3 国 庫 委 託 金	48,797	47,815	96,612
	1 総 務 費 国 庫 委 託 金	4,957	45,000	49,957
	3 教 育 費 国 庫 委 託 金	6,418	2,815	9,233
15	府 支 出 金	2,410,320	37,467	2,447,787
	1 府 負 担 金	1,090,911	1,385	1,092,296
	1 民 生 費 府 負 担 金	1,090,911	1,385	1,092,296

節		説 明	
区 分	金 額		千円
	千円		
1 地 方 特 例 交 付 金	106,167	2 減収補てん特例交付金 補正後 131,665,000円－補正前 100,000,000円 3 子ども手当及び児童手当特例交付金 補正後 200,502,000円－補正前 126,000,000円	31,665 74,502
1 地 方 交 付 税	502,973	1 普通交付税	502,973
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	241	2 助産施設入所費負担金 補正後 481,000円－補正前 240,000円	241
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	2,303	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 529,826,000円－補正前 527,523,000円	2,303
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	5,037	4 助産施設入所費負担金 補正後 867,000円－補正前 401,000円 6 児童扶養手当費負担金 補正後 132,197,000円－補正前 127,626,000円	466 4,571
1 総 務 管 理 費 補 助 金	2,180	3 辺地共聴施設改修整備事業費補助金 $2,180 \times 10 / 10 = 2,180$	2,180
2 総 務 管 理 費 委 託 金	45,000	2 公共交通等案内電子看板設置事業費委託金	45,000
1 教 育 総 務 費 委 託 金	2,815	2 中学校武道必修化事業費委託金 補正後 5,619,000円－補正前 2,804,000円	2,815
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	1,152	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 264,913,000円－補正前 263,761,000円	1,152

(款) 15 府支出金
(項) 1 府負担金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
15	1 [民生費府負担金]			
	2 府 補 助 金	881,248	684	881,932
	8 教育費府補助金	98,163	684	98,847
	4 府 交 付 金	288,835	35,398	324,233
	2 民生費府交付金	82,313	35,398	117,711
17	寄 附 金	1,101	4,493	5,594
	1 寄 附 金	1,101	4,493	5,594
	1 ふ る さ と 寄 附 金	1	4,493	4,494
18	繰 入 金	1,754,525	1,390	1,755,915
	2 他 会 計 繰 入 金	0	1,390	1,390
	1 特別会計老人保健医療事業費繰入金	0	1,390	1,390
20	諸 収 入	1,143,823	24,084	1,167,907
	6 雑 入	494,141	24,084	518,225
	3 雑 入	277,194	1,530	278,724
	4 過 年 度 収 入	0	22,554	22,554

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 児童福祉費 負 担 金	233	3 助産施設入所費負担金 補正後 433,000円ー補正前 200,000円 千円 233
1 教育総務費 補 助 金	684	11 部活動外部指導者派遣事業補助金 2,052×1/3=684 684
1 社会福祉費 交 付 金	29,250	13 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 補正後 52,500,000円ー補正前 26,250,000円 26,250
		14 介護職員処遇改善等臨時特例交付金 補正後 13,800,000円ー補正前 10,800,000円 3,000
2 児童福祉費 交 付 金	6,148	1 子育て支援交付金 補正後 36,761,000円ー補正前 30,613,000円 6,148
1 ふ る さ と 寄 附 金	4,493	1 ふるさと寄附金 補正後 4,494,000円ー補正前 1,000円 4,493
1 特 別 会 計 老人保健医療 事業費繰入金	1,390	1 特別会計老人保健医療事業費繰入金 1,390
2 雑 入	1,530	7 自治総合センターコミュニティ助成金 補正後 3,300,000円ー補正前 2,200,000円 1,100
		32 自治体国際化協会助成金 430
1 過 年 度 収 入	22,554	1 過年度収入 平成21年度生活保護費国庫負担金他 22,554

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
1	議 会 費	千円 417,247	千円 444	千円 417,691	千円 444 一般財源
1	議 会 費	417,247	444	417,691	一般財源 444
1	議 会 費	417,247	444	417,691	一般財源 444
2	総 務 費	4,790,280	375,641	5,165,921	国庫支出金 47,180 寄附金 30 諸収入 1,530 一般財源 326,901
1	総 務 管 理 費	3,988,940	364,677	4,353,617	国庫支出金 47,180 寄附金 30 諸収入 1,530 一般財源 315,937
1	一 般 管 理 費	1,418,314	△83,570	1,334,744	国庫支出金 2,180 一般財源 △85,750

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
2 給料	243	1 人件費(議会費)【職員課】 2 給料 444
3 職員手当等	201	2 一般職給 一般職給 243 3 職員手当等 201 2 扶養手当 156 3 管理職手当 492 4 地域手当 98 5 通勤手当 54 9 時間外及び休日勤務手当 △946 10 住居手当 △243 11 期末勤勉手当 170 14 子ども手当 420
2 給料	△54,202	1 人件費(一般管理費特別職給)【職員課】 2 給料 △163
3 職員手当等	△31,548	1 特別職給 副市長 △76 3 職員手当等 △81 4 地域手当 △9 5 通勤手当 △78
19 負担金補助金及び交付金	2,180	2 人件費(一般管理費)【職員課】 2 給料 △54,126 2 一般職給 一般職給 △54,126 3 職員手当等 △31,461 2 扶養手当 △227 3 管理職手当 △788 4 地域手当 △5,958 5 通勤手当 184 6 特殊勤務手当 △27 9 時間外及び休日勤務手当 △506 10 住居手当 △311 11 期末勤勉手当 △24,420

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
2	1 1[一般管理費]				
	5 財産管理費	272,819	200,030	472,849	寄附金 一般財源 30 200,000
	9 人事管理費	1,140,449	1,687	1,142,136	一般財源 1,687
	13 安全都市推進費	84,413	45,000	129,413	国庫支出金 45,000
	20 環境保全費	6,955	1,100	8,055	諸収入 1,100
	21 人権文化推進費	69,959	200,430	270,419	諸収入 430 一般財源 200,000
2	徴 税 費	324,975	△3,083	321,892	一般財源 △3,083
	1 徴 税 総 務 費	234,893	△1,554	233,339	一般財源 △1,554

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		14 子ども手当 592
		50 辺地共聴施設改修整備費補助事業【総務課】 2,180
		19 負担金補助及び交付金 2,180
		2 補助金 2,180
		辺地共聴施設改修整備費補助金 2,180
25 積立金	200,030	57 基金積立事業(総務費)【財政経営課】 200,030
		25 積立金 200,030
		2 財政調整基金積立金 30
		3 都市施設整備基金積立金 200,000
13 委託料	1,687	12 人事給与等システム管理事業【職員課】 1,687
		13 委託料 1,687
		1 委託料 1,687
		システム保守委託 1,687
13 委託料	45,000	55 公共交通等案内電子看板設置事業【交通政策課】 45,000
		13 委託料 45,000
		1 委託料 45,000
		公共交通等案内電子看板設置委託 45,000
8 報償費	190	51 環境保全促進事業【環境政策課】 1,100
		8 報償費 190
		1 報償金 190
		講師謝礼 190
12 役務費	18	11 需用費 34
		4 印刷製本費 34
		封筒他 34
13 委託料	847	12 役務費 18
		1 通信運搬費 18
		13 委託料 847
		1 委託料 847
		環境ゾエテ運営支援業務委託 847
14 使用料及び賃借料	11	14 使用料及び賃借料 11
		1 使用料 11
19 負担金補助及び交付金	430	56 文化施設整備基金積立事業【市民文化ホール担当】 200,000
		25 積立金 200,000
		15 文化施設整備基金積立金 200,000
25 積立金	200,000	69 多文化共生社会推進事業(臨時)【人権国際課】 430
		19 負担金補助及び交付金 430
		2 補助金 430
		国際交流協会補助金 430
2 給料	△356	1 人件費(徴税総務費)【職員課】 △1,554
		2 給料 △356
3 職員手当等	△1,198	2 一般職給 △356
		一般職給 △356

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
2	2 1 [徴 税 総 務 費]	千円	千円	千円	千円
	2 賦 課 徴 収 費	90,082	△1,529	88,553	一般財源 △1,529
3	3 戸籍住民基本台帳費	270,185	△11,826	258,359	一般財源 △11,826
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	270,185	△11,826	258,359	一般財源 △11,826
4	4 選 挙 費	102,865	15,486	118,351	一般財源 15,486
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	26,487	15,486	41,973	一般財源 15,486
5	5 統 計 調 査 費	82,323	9,040	91,363	一般財源 9,040
	1 統 計 調 査 総 務 費	22,442	9,040	31,482	一般財源 9,040

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
			3 職員手当等	△1,198
			2 扶養手当	△35
			3 管理職手当	△432
			4 地域手当	△90
			5 通勤手当	△144
			10 住居手当	243
			11 期末勤勉手当	△349
			12 児童手当	△40
			14 子ども手当	△351
14 使用料及び賃借料	△1,529		5 地方税電子化システム推進事業【税務課】	△1,529
			14 使用料及び賃借料	△1,529
			2 賃借料	△1,529
			審査システム借上料	△1,529
2 給料	△6,832		1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【職員課】	△11,826
			2 給料	△6,832
3 職員手当等	△4,994		2 一般職給	△6,832
			一般職給	△6,832
			3 職員手当等	△4,994
			2 扶養手当	56
			3 管理職手当	△69
			4 地域手当	△753
			5 通勤手当	218
			9 時間外及び休日勤務手当	△1,723
			10 住居手当	81
			11 期末勤勉手当	△2,674
			14 子ども手当	△130
2 給料	8,494		1 人件費（選挙管理委員会費）【職員課】	15,486
			2 給料	8,494
3 職員手当等	6,992		2 一般職給	8,494
			一般職給	8,494
			3 職員手当等	6,992
			2 扶養手当	186
			3 管理職手当	1,366
			4 地域手当	1,102
			5 通勤手当	△78
			11 期末勤勉手当	4,312
			14 子ども手当	104
2 給料	5,133		1 人件費（統計調査総務費）【職員課】	9,040
			2 給料	5,133

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
2	5 1 [統計調査総務費]	千円	千円	千円	千円
	6 監 査 委 員 費	20,992	1,347	22,339	一般財源 1,347
	1 監 査 委 員 費	20,992	1,347	22,339	一般財源 1,347
3 民 生 費		14,350,995	52,323	14,403,318	分担金及び負担金 241 国庫支出金 7,340 府支出金 36,441 寄附金 104 一般財源 8,197
	1 社 会 福 祉 費	3,693,840	28,630	3,722,470	国庫支出金 2,303 府支出金 30,402 一般財源 △4,075
	1 社会福祉総務費	811,854	△7,227	804,627	一般財源 △7,227
	9 老 人 福 祉 費	227,444	29,250	256,694	府支出金 29,250

節			説	明
区	分	金 額		
3	職 員 手 当 等	千円 3,907	2 一般職給 一般職給 5,133 3 職員手当等 2 扶養手当 156 3 管理職手当 660 4 地域手当 654 5 通勤手当 72 11 期末勤勉手当 2,365	千円 5,133 3,907
2	給 料	923	1 人件費 (監査委員費) 【職員課】	1,347
3	職 員 手 当 等	424	2 給 料 2 一般職給 923 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 78 3 管理職手当 36 4 地域手当 114 5 通勤手当 △55 11 期末勤勉手当 381 14 子ども手当 △130	923 923 424 78 36 114 △55 381 △130
2	給 料	△5,250	1 人件費 (社会福祉総務費) 【職員課】	△7,227
3	職 員 手 当 等	△1,977	2 給 料 2 一般職給 △5,250 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 △756 3 管理職手当 213 4 地域手当 △657 5 通勤手当 △96 9 時間外及び休日勤務手当 △457 10 住居手当 △543 11 期末勤勉手当 △55 14 子ども手当 374	△5,250 △5,250 △1,977 △756 213 △657 △96 △457 △543 △55 374
19	負担金補助 及び交付金	29,250	58 地域密着型サービス拠点整備費補助事業 【高齢福祉課】	29,250
			19 負担金補助及び交付金 2 補助金 地域密着型サービス拠点整備費補助金 29,250	29,250 29,250 29,250

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
3	1 11 障害福祉費	千円 1,785,934	千円 6,607	千円 1,792,541	千円 国庫支出金 2,303 府支出金 1,152 一般財源 3,152
2	児童福祉費	6,196,456	13,093	6,209,549	分担金及び負担金 241 国庫支出金 5,037 府支出金 6,039 寄附金 104 一般財源 1,672
1	児童福祉総務費	3,264,671	19,625	3,284,296	国庫支出金 4,571 府支出金 5,806 寄附金 104 一般財源 9,144
	2 児童福祉施設費	1,301,005	1,172	1,302,177	分担金及び負担金 241 国庫支出金 466 府支出金 233 一般財源 232
	3 保育所費	1,202,283	△7,704	1,194,579	一般財源 △7,704

節		金額	説明
区分	金		
19 負担金補助及び交付金	千円 2,000	24 児童デイサービス事業（扶助費）【障害福祉課】	千円 4,607
20 扶助費	4,607	20 扶助費	4,607
		1 扶助費	4,607
		児童デイサービス費	
		51 障害者就労支援事業（臨時）【障害福祉課】	2,000
		19 負担金補助及び交付金	2,000
		2 補助金	2,000
		障害者福祉作業所施設移転補助金	
			2,000
11 需用費	1,698	26 児童扶養手当給付事業（扶助費）【子ども支援課】	13,715
18 備品購入費	4,108	20 扶助費	13,715
20 扶助費	13,715	1 扶助費	13,715
		児童扶養手当	
25 積立金	104	51 未来子ども基金積立事業【子ども政策課】	104
		25 積立金	104
		18 未来子ども基金積立金	104
		53 赤ちゃんの駅整備事業【子育て応援担当】	5,806
		11 需用費	1,698
		1 消耗品費	1,546
		4 印刷製本費	152
		広報用ボスター	152
		18 備品購入費	4,108
		1 庁用器具費	4,108
		授乳用椅子他	
20 扶助費	1,172	25 児童保護事業（扶助費）【子ども支援課】	1,172
		20 扶助費	1,172
		1 扶助費	1,172
		助産施設入所費	
			1,172
2 給料	△6,481	1 人件費（保育所費）【職員課】	△7,704
3 職員手当等	△1,223	2 給料	△6,481
		2 一般職給	△6,481
		一般職給	
		3 職員手当等	△1,223
		2 扶養手当	△234
		3 管理職手当	2,652
		4 地域手当	△447
		5 通勤手当	△447
		9 時間外及び休日勤務手当	△1,692
		10 住居手当	△281

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
3	2 3[保育所費]				
	3 生活保護費	1,641,138	9,933	1,651,071	一般財源 9,933
	1 生活保護総務費	67,945	9,933	77,878	一般財源 9,933
4	4 国民健康保険費	829,662	1,208	830,870	一般財源 1,208
	1 国民健康保険費	829,662	1,208	830,870	一般財源 1,208
6	6 介護保険費	1,033,305	△1,999	1,031,306	一般財源 △1,999
	1 介護保険費	1,033,305	△1,999	1,031,306	一般財源 △1,999
7	7 後期高齢者医療費	955,159	1,458	956,617	一般財源 1,458
	1 後期高齢者医療費	955,159	1,458	956,617	一般財源 1,458
4	4 衛生費	3,955,978	2,372	3,958,350	寄附金 394 一般財源 1,978
	1 保健衛生費	1,020,133	3,679	1,023,812	寄附金 384 一般財源 3,295
	1 保健衛生総務費	193,567	3,679	197,246	寄附金 384 一般財源 3,295

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
		11 期末勤勉手当 14 子ども手当	△14 △760
2 給 料	5,673	1 人件費 (生活保護総務費) 【職員課】	9,933
		2 給 料	5,673
		2 一般職給	5,673
		一般職給	
3 職員手当等	4,260	3 職員手当等	4,260
		2 扶養手当	197
		3 管理職手当	315
		4 地域手当	680
		5 通勤手当	78
		9 時間外及び休日勤務手当	563
		11 期末勤勉手当	2,505
		14 子ども手当	△78
28 繰 出 金	1,208	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金 (経常) 【国保年金課】	7,590
		28 繰 出 金	7,590
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	7,590
		50 特別会計国民健康保険事業費繰出金 (臨時) 【国保年金課】	△6,382
		28 繰 出 金	△6,382
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 財政安定化支援事業費繰出	△6,382
28 繰 出 金	△1,999	1 特別会計介護保険事業費繰出金 (経常) 【介護・福祉医療課】	△1,999
		28 繰 出 金	△1,999
		5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	△1,999
28 繰 出 金	1,458	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 【介護・福祉医療課】	1,458
		28 繰 出 金	1,458
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 職員給与費等繰出	1,458
2 給 料	△397	1 人件費 (保健衛生総務費) 【職員課】	△280
		2 給 料	△397

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
4	1 [保健衛生総務費]	千円	千円	千円	千円
2	清掃費	2,105,313	△1,637	2,103,676	一般財源 △1,637
	1 清掃総務費	942,194	△1,637	940,557	一般財源 △1,637
3	市民医療総合施設対策費	814,662	10	814,662	寄附金 10
	1 市民医療総合施設対策費	172,365	10	172,375	寄附金 10
4	上水道費	15,860	320	16,200	一般財源 320
	1 水道事業費	1,280	320	1,600	一般財源 320

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 117	2 一般職給 一般職給	千円 △397
13 委託料	3,575	3 職員手当等	117
25 積立金	384	2 扶養手当	△103
		3 管理職手当	96
		4 地域手当	△44
		5 通勤手当	△204
		9 時間外及び休日勤務手当	△2
		10 住居手当	297
		11 期末勤勉手当	△53
		14 子ども手当	130
		50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】	
		25 積立金	384
		13 保健福祉総合推進基金積立金	384
		55 医療保健センター分室耐震診断実施事業【健康増進課】	
		13 委託料	3,575
		1 委託料	3,575
耐震診断委託			
3,575			
2 給料		1 人件費(清掃総務費)【職員課】	△1,637
△738		2 給料	△738
3 職員手当等	△899	2 一般職給	△738
△899		一般職給	△738
3 職員手当等	△899	2 扶養手当	163
△899		3 管理職手当	936
		4 地域手当	32
		5 通勤手当	△233
		6 特殊勤務手当	△140
		8 夜間勤務手当	△50
		9 時間外及び休日勤務手当	△975
		11 期末勤勉手当	18
		14 子ども手当	△650
25 積立金	10	55 基金積立事業(衛生費)【市立病院】	10
		25 積立金	10
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	10
19 負担金補助及び交付金	320	1 水道事業会計繰出事業(経常)【上下水道局】	320
		19 負担金補助及び交付金	320
		1 負担金	320

(款) 4 衛生費
(項) 4 上下水道費

(款) 4 衛生費
(項) 4 上水道費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
4	4 [水道事業費]				
5	労働費	78,205	2,400	80,605	一般財源 2,400
1	労働諸費	78,205	2,400	80,605	一般財源 2,400
	1 労働対策費	36,565	2,400	38,965	一般財源 2,400
6	農林水産業費	96,082	10,166	106,248	一般財源 10,166
1	農業費	81,525	10,166	91,691	一般財源 10,166
	1 農業委員会費	32,249	10,166	42,415	一般財源 10,166
7	商工費	708,055	△794	707,261	一般財源 △794
1	商工費	673,812	△794	673,018	一般財源 △794
	1 商工総務費	93,880	△794	93,086	一般財源 △794

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
		子ども手当負担金 320 千円
2 給 料	1,551	1 人件費 (労働対策費) 【職員課】 2,400
		2 給 料 1,551
3 職員手当等	849	2 一般職給 1,551
		一般職給 1,551
		3 職員手当等 849
		2 扶養手当 213
		3 管理職手当 12
		4 地域手当 195
		5 通勤手当 11
		10 住居手当 △243
		11 期末勤勉手当 661
2 給 料	5,700	1 人件費 (農業委員会費) 【職員課】 10,166
		2 給 料 5,700
3 職員手当等	4,466	2 一般職給 5,700
		一般職給 5,700
		3 職員手当等 4,466
		2 扶養手当 294
		3 管理職手当 720
		4 地域手当 739
		5 通勤手当 139
		11 期末勤勉手当 2,574
2 給 料	△535	1 人件費 (商工総務費) 【職員課】 △794
		2 給 料 △535
3 職員手当等	△259	2 一般職給 △535
		一般職給 △535
		3 職員手当等 △259
		2 扶養手当 △193
		3 管理職手当 △483
		4 地域手当 △133
		5 通勤手当 △80
		9 時間外及び休日勤務手当 1,464
		10 住居手当 418

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
7	1 [商工総務費]				
8	土 木 費	3,792,112	128,823	3,920,935	寄附金 215 一般財源 128,608
1	土 木 管 理 費	1,531,431	△15,196	1,516,235	一般財源 △15,196
1	土 木 総 務 費	824,917	△15,196	809,721	一般財源 △15,196
4	都 市 計 画 費	1,205,825	144,019	1,349,844	寄附金 215 一般財源 143,804
2	土地区画整理費	102,594	6,188	108,782	一般財源 6,188
4	緑 化 推 進 費	810,650	54	810,704	寄附金 54
6	地域整備推進費	110,232	137,777	248,009	寄附金 161 一般財源 137,616
9	消 防 費	1,521,993	92,246	1,314,239	寄附金 300 一般財源 91,946
1	消 防 費	1,521,993	92,246	1,314,239	寄附金 300 一般財源 91,946
1	1 常 備 消 防 費	1,679,376	92,246	1,171,622	寄附金 300 一般財源 91,946

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		11 期末勤勉手当 14 子ども手当 千円 △1,096 △156
2 給 料	△8,786	1 人件費(土木総務費)【職員課】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 △8,786 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 △6,410 △839 1,757 △910 △17 △59 △1,363 △913 △4,334 268
3 職員手当等	△6,410	
28 繰 出 金	6,188	50 特別会計小野原西土地区画整理事業費繰出金【市街地整備担当】 28 繰 出 金 7 特別会計小野原西土地区画整理事業費繰出金 52 みどり支援基金積立事業【農とみどり政策課】 25 積 立 金 19 みどり支援基金積立金 51 交通施設整備基金積立事業【北大阪鉄道延伸課】 25 積 立 金 14 交通施設整備基金積立金 6,188 6,188 54 54 137,777 137,777 137,777 137,777
25 積 立 金	54	
25 積 立 金	137,777	
2 給 料	△7,693	1 人件費(常備消防費)【職員課】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 △7,693 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 △7,693 △361 869 1,308 △607 △1,094 △770 306
3 職員手当等	△361	
25 積 立 金	100,300	

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	千円	千円	千円	千円
9	1 [常備消防費]				
10	教 育 費	6,252,649	24,314	6,276,963	国庫支出金 2,815 府支出金 342 寄附金 1,000 一般財源 20,157
1 教 育 総 務 費		3,041,492	20,639	3,062,131	国庫支出金 2,815 府支出金 217 一般財源 17,607
2 事 務 局 費		481,666	17,607	499,273	一般財源 17,607
3 教 育 指 導 費		534,476	3,032	537,508	国庫支出金 2,815 府支出金 217
2 小 学 校 費		854,368	24,067	878,435	寄附金 1,000 一般財源 23,067

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		11 期末勤勉手当 14 子ども手当	△773 400
		51 あんしん消防救急基金積立事業【総務課】 25 積立金	100,300 100,300
		20 あんしん消防救急基金積立金	100,300
2 給 料	6,342	1 人件費(事務局費)【職員課】 2 給 料	17,607 6,342
3 職員手当等	11,265	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 12 児童手当 14 子ども手当	6,342 11,265 1,577 1,821 1,071 276 2,849 1,101 2,294 △10 286
8 報 償 費	2,910	55 保・幼・小・中連携研究事業【幼児育成課】 8 報 償 費	217 120
11 需 用 費	95	1 報 償 金 講師謝礼	120
12 役 務 費	25	11 需 用 費 4 印刷製本費 研究報告書	95 95
14 使用料及び 賃 借 料	2	14 使用料及び賃借料 1 使 用 料	2 2
		70 中学校武道必修化事業【学校教育課】 8 報 償 費	2,815 2,790
		1 報 償 金 講師謝礼	2,790
		12 役 務 費	25
		6 損害保険料	25

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
10	2	1 学 校 管 理 費	千円 650,158	千円 23,067	千円 673,225	一般財源 23,067
		2 教 育 振 興 費	44,913	1,000	45,913	寄附金 1,000
	3	中 学 校 費	394,981	6,346	401,327	一般財源 6,346
		1 学 校 管 理 費	220,492	6,346	226,838	一般財源 6,346
	4	幼 稚 園 費	464,832	△8,366	456,466	一般財源 △8,366
	1 幼 稚 園 費	332,076	△8,366	323,710	一般財源 △8,366	

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
2 給料	15,263	千円	1 人件費 (小学校・学校管理費) 【職員課】	23,067
3 職員手当等	7,804		2 給料	15,263
			2 一般職給 一般職給	15,263
			3 職員手当等	7,804
			2 扶養手当	684
			3 管理職手当	△164
			4 地域手当	1,711
			5 通勤手当	△79
			9 時間外及び休日勤務手当	595
			10 住居手当	△340
			11 期末勤勉手当	5,137
			14 子ども手当	260
11 需用費	84		51 南小学校教育振興事業 (臨時) 【南小学校】	1,000
18 備品購入費	916		11 需用費	84
			1 消耗品費	84
			18 備品購入費	916
			1 庁用器具費	153
			教材用倉庫	153
			3 教材教具費	763
			指導用教材教具	763
2 給料	3,776		1 人件費 (中学校・学校管理費) 【職員課】	6,346
3 職員手当等	2,570		2 給料	3,776
			2 一般職給 一般職給	3,776
			3 職員手当等	2,570
			4 地域手当	415
			5 通勤手当	△228
			9 時間外及び休日勤務手当	130
			11 期末勤勉手当	2,253
2 給料	△4,473		1 人件費 (幼稚園費) 【職員課】	△8,366
3 職員手当等	△3,893		2 給料	△4,473
			2 一般職給 一般職給	△4,473
			3 職員手当等	△3,893
			2 扶養手当	△385
			3 管理職手当	△672
			4 地域手当	△608
			5 通勤手当	△231
			9 時間外及び休日勤務手当	△200
			10 住居手当	324
			11 期末勤勉手当	△1,601

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目	千円	千円	千円	千円	
10	4 1 [幼稚園費]					
	5 社会 教育 費	1,012,841	△18,372	994,469	府支出金 一般財源	125 △18,497
	1 社会教育総務費	635,767	△20,949	614,818	一般財源	△20,949
	7 青少年指導 センター費	7,403	125	7,528	府支出金	125
	9 文化・交 流センター 費	71,525	2,452	73,977	一般財源	2,452
13	諸 支 出 金	4,024	46,215	50,239	一般財源	46,215
	1 諸 費	4,024	46,215	50,239	一般財源	46,215
	2 諸 費	3,274	46,215	49,489	一般財源	46,215

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
		千円	14 子ども手当	△520
2 給料	△9,771		1 人件費(社会教育総務費)【職員課】	△20,949
			2 給料	△9,771
3 職員手当等	△11,178		2 一般職給 一般職給	△9,771
			3 職員手当等	△11,178
			2 扶養手当	△1,609
			3 管理職手当	△1,521
			4 地域手当	△1,439
			5 通勤手当	896
			6 特殊勤務手当	△48
			9 時間外及び休日勤務手当	407
			10 住居手当	△608
			11 期末勤勉手当	△6,193
			12 児童手当	△75
			14 子ども手当	△988
11 需用費	13		1 青少年指導センター管理運営事業【青少年指導センター】	125
			11 需用費	13
18 備品購入費	112		6 修繕料 機器修理	13
			18 備品購入費	112
			1 庁用器具費 管理運営用	112
17 公有財産購入費	2,008		51 文化・交流センター施設整備事業【生涯学習センター公民館担当】	2,452
			17 公有財産購入費	2,008
19 負担金補助及び交付金	444		2 建物購入費 生涯学習施設	2,008
			19 負担金補助及び交付金	444
			1 負担金 共益費	444
23 償還金利子及び割引料	46,215		1 国庫補助金等返還事業【生活福祉課】	7,111
			23 償還金利子及び割引料	7,111
			1 償還金 平成21年度生活保護事務費国庫補助金返還金他	7,111
			52 国庫補助金返還事業【健康増進課】	855
			23 償還金利子及び割引料	855
			1 償還金	855

(款)	13	諸支出金
(項)	1	諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
数	項 目				
13	1 2 [諸 費]	千円	千円	千円	千円

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円
		平成21年度保健事業費国庫補助金返還金	855
		53 国庫負担金等返還事業【障害福祉課】	30,560
		23 償還金利子及び割引料	30,560
		1 償還金	30,560
		平成21年度自立支援給付費負担金返還金	30,560
		他	
		54 老人医療費助成事業等補助金返還事業【介護・福祉医療課】	7,419
		23 償還金利子及び割引料	7,419
		1 償還金	7,419
		平成21年度老人医療費等府費返還金	7,419
		55 国庫負担金等返還事業【幼児育成課】	270
		23 償還金利子及び割引料	270
		1 償還金	270
		平成21年度保育所運営費国庫負担金返還金他	270

給 与 費

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給		期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	
補正後	長 等	3	27, 823	12, 734 4. 10
	議 員	25	175, 136	71, 803 4. 10
	その他の 特 別 職	1, 677	269, 220	
	計	1, 705	444, 356	84, 537
	長 等	3	27, 899	12, 734 4. 10
補正前	議 員	25	175, 136	71, 803 4. 10
	その他の 特 別 職	1, 677	269, 220	
	計	1, 705	444, 356	84, 537
	長 等		△ 76	
比 較	議 員			
	その他の 特 別 職			
	計		△ 76	
	計			

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
3,061		43,618	6,733	50,351	
		246,939	29,035	275,974	
		269,220	13,612	282,832	
3,061		559,777	49,380	609,157	
3,070	78	43,781	6,733	50,514	
		246,939	29,035	275,974	
		269,220	13,612	282,832	
3,070	78	559,940	49,380	609,320	
△ 9	△ 78	△ 163		△ 163	
△ 9	△ 78	△ 163		△ 163	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(167) 891		3,945,980	3,889,077
補正前	(166) 902		3,993,320	3,909,021
比較	(1) △ 11		△ 52,340	△ 19,944

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	117,224	251,975
補正前	116,976	243,720
比較	248	8,255

区分	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
補正後	10,082	239,902
補正前	10,132	242,528
比較	△ 50	△ 2,626

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費				
計	共	合	備	考
(千円)	済 費 (千円)	計 (千円)		
7,835,057	1,223,329	9,058,386		
7,907,341	1,223,329	9,130,670		
△ 72,284		△ 72,284		

地 域 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当
(千円)	(千円)	(千円)
474,662	73,498	31,851
479,497	74,556	32,125
△ 4,835	△ 1,058	△ 274

住 居 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
48,979	1,705,942	934,962
49,691	1,724,834	934,962
△ 712	△ 18,892	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 52,340	1 その他の増減分	△ 52,340
職 員 手 当	△ 19,944	1 その他の増減分	△ 19,944

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る増加分 9,148 千円	職員数の異動状況 現に在職する 〔 職 員 数 〕 (その他) (計)
所属会計変更等に係る減分 △ 40,060 千円	補正後 891(167)人 ()人 891(167)人 補正前 920(170)人 △18(△4)人 902(166)人
育児休業等に係る減分 △ 21,428 千円	比 較 △29(△3)人 18(4)人 △11(1)人
	扶養手当 248 千円 管理職手当 8,255 千円 地域手当 △ 4,835 千円 通勤手当 △ 1,058 千円 特殊勤務手当 △ 274 千円 夜間勤務手当 △ 50 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 2,626 千円 住居手当 △ 712 千円 期末勤勉手当 △ 18,892 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度以

事 項	補 正 区 分	限 度 額	前年度末までの	
			支出 (見込) 額	金 額
給与計算等業務委託事業	補正前	千円		千円
	補 正	86,400		
	補正後	86,400		

ものについての前年度末までの支出額
降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国府支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度 (2010年度) から 平成25年度 (2013年度)		86,400				86,400
平成22年度 (2010年度) から 平成25年度 (2013年度)		86,400				86,400

第 9 0 号議案

平成 2 2 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)

平成 2 2 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21, 352 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 16, 494, 725 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険料		3,459,219	39,865	3,499,084
	1 国民健康保険料	3,459,219	39,865	3,499,084
3 国 庫 支 出 金		3,057,642	△203,940	2,853,702
	1 国 庫 負 担 金	2,732,478	△203,940	2,528,538
4 療養給付費等交付金		561,826	△7,207	554,619
	1 療養給付費等交付金	561,826	△7,207	554,619
5 前期高齢者交付金		2,496,813	631,981	3,128,794
	1 前期高齢者交付金	2,496,813	631,981	3,128,794
		829,662	1,208	830,870
8 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	829,662	1,208	830,870
		4,058,364	△483,259	3,575,105
9 諸 収 入	1 雑 入	4,058,364	△483,259	3,575,105
歳 入 合 計		16,516,077	△21,352	16,494,725

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総 務 費		191,898	7,590	199,488
	1 総 務 管 理 費	160,204	7,590	167,794
5 老人保健拠出金		47,384	△107	47,277
	1 老人保健拠出金	47,384	△107	47,277
6 介護納付金		583,561	△893	582,668
	1 介護納付金	583,561	△893	582,668
9 諸 支 出 金		15,100	2,495	17,595
	1 償還金及び選付加算金	15,100	2,495	17,595
11 繰 上 充 用 金		3,019,992	△30,437	2,989,555
	1 繰 上 充 用 金	3,019,992	△30,437	2,989,555
歳 出 合 計		16,516,077	△21,352	16,494,725

平成22年度
(2010年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,459,219	39,865	3,499,084
2 使用料及び手数料	769	0	769
3 国庫支出金	3,057,642	△203,940	2,853,702
4 療養給付費等交付金	561,826	△7,207	554,619
5 前期高齢者交付金	2,496,813	631,981	3,128,794
6 府支出金	617,219	0	617,219
7 共同事業交付金	1,434,563	0	1,434,563
8 繰入金	829,662	1,208	830,870
9 諸収入	4,058,364	△483,259	3,575,105
歳入合計	16,516,077	△21,352	16,494,725

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	191,898	7,590	199,488
2 保険給付費	9,412,864	0	9,412,864
3 後期高齢者支援金等	1,513,913	0	1,513,913
4 前期高齢者納付金等	4,306	0	4,306
5 老人保健拠出金	47,384	△107	47,277
6 介護納付金	583,561	△893	582,668
7 共同事業拠出金	1,562,337	0	1,562,337
8 保健事業費	162,722	0	162,722
9 諸支出金	15,100	2,495	17,595
10 予備費	2,000	0	2,000
11 繰上充用金	3,019,992	△30,437	2,989,555
歳出合計	16,516,077	△21,352	16,494,725

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特	定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円		千円	千円	千円
0	0	0	0	7,590
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	△107	0
15,949	0	0	△16,842	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2,495	0
0	0	0	0	0
0	0	0	△30,437	0
15,949	0	0	△44,891	7,590

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

科 目		補正前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
1	国民健康保険料	千円 3,459,219	千円 39,865	千円 3,499,084
1	国民健康保険料	3,459,219	39,865	3,499,084
1	国民健康保険料	3,226,513	36,672	3,263,185
1	国民健康保険料	232,706	3,103	235,809
2	退職被保険者等 国民健康保険料			
3	国庫支出金	3,057,642	△203,940	2,853,702
1	国庫負担金	2,732,478	△203,940	2,528,538
1	療養給付費等負担金	2,650,924	△203,940	2,446,984
4	療養給付費等交付金	561,826	△7,207	554,619
1	療養給付費等交付金	561,826	△7,207	554,619
5	前期高齢者交付金	2,496,813	631,981	3,128,794
1	前期高齢者交付金	2,496,813	631,981	3,128,794
1	前期高齢者交付金	2,496,813	631,981	3,128,794
8	繰入金	829,662	1,208	830,870
1	他会計繰入金	829,662	1,208	830,870
1	一般会計繰入金	829,662	1,208	830,870
9	諸収入	4,058,364	△483,259	3,575,105

節		説 明	
区 分	金 額 千円		千円
1 医療給付費分 現 年 分	49,050	1 医療給付費分現年分 補正後 2,143,270,000円—補正前 2,094,220,000円	49,050
2 介護納付金分 現 年 分	△15,737	1 介護納付金分現年分 補正後 229,954,000円—補正前 245,691,000円	△15,737
3 後期高齢者支援金分 現 年 分	3,359	1 後期高齢者支援金分現年分 補正後 681,102,000円—補正前 677,743,000円	3,359
1 医療給付費分 現 年 分	4,075	1 医療給付費分現年分 補正後 141,010,000円—補正前 136,935,000円	4,075
2 介護納付金分 現 年 分	△1,105	1 介護納付金分現年分 補正後 42,641,000円—補正前 43,746,000円	△1,105
3 後期高齢者支援金分 現 年 分	223	1 後期高齢者支援金分現年分 補正後 45,396,000円—補正前 45,173,000円	223
1 現 年 度 分	△203,940	1 現年度分 補正後 2,446,983,000円—補正前 2,650,923,000円	△203,940
1 現 年 度 分	△7,207	1 現年度分 補正後 554,618,000円—補正前 561,825,000円	△7,207
1 前 期 高 齢 者 交 付 金	631,981	1 前期高齢者交付金 補正後 3,128,794,000円—補正前 2,496,813,000円	631,981
2 職員給与費等 繰 入 金	7,590	1 職員給与費等繰入金 補正後 228,338,000円—補正前 220,748,000円	7,590
4 財政安定化 支 援 事 業 費 繰 入 金	△6,382	1 財政安定化支援事業費繰入金 補正後 38,150,000円—補正前 44,532,000円	△6,382

(款) 9 諸収入

(項) 1 雑入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
9	1 雑 入	千円 4,058,364	千円 △483,259	千円 3,575,105
	9 雑 入	1,036,335	△452,822	583,513
	10 歳 入 欠 か ん 補 填 収 入	3,019,992	△30,437	2,989,555

節		説 明
区 分	金 額 千円	
1 雑 入	△452,822	1 雑収入 補正後 583,513,000円－補正前 1,036,335,000円 千円
1 歳入欠かん 補 填 収 入	△30,437	1 歳入欠かん補填収入 補正後 2,989,555,000円－補正前 3,019,992,000円 △30,437

(款) 9 諸収入
(項) 1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 総 務 費		千円 191,898	千円 7,590	千円 199,488	一般財源 7,590
1 総 務 管 理 費		160,204	7,590	167,794	一般財源 7,590
1 一 般 管 理 費		157,635	7,590	165,225	一般財源 7,590
5 老 人 保 健 拠 出 金		47,384	△107	47,277	国民健康保険料 △107
1 老 人 保 健 拠 出 金		47,384	△107	47,277	国民健康保険料 △107
2 老 人 保 健 事 務 費 拠 出 金		200	△107	93	国民健康保険料 △107
6 介 護 納 付 金		583,561	△893	582,668	国民健康保険料 △16,842 国庫支出金 15,949
1 介 護 納 付 金		583,561	△893	582,668	国民健康保険料 △16,842 国庫支出金 15,949
1 介 護 納 付 金		583,561	△893	582,668	国民健康保険料 △16,842 国庫支出金 15,949
9 諸 支 出 金		15,100	2,495	17,595	諸収入 2,495
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		15,100	2,495	17,595	諸収入 2,495
3 諸 費		1,000	2,495	3,495	諸収入 2,495
11 繰 上 充 用 金		3,019,992	△30,437	2,989,555	諸収入 △30,437
1 繰 上 充 用 金		3,019,992	△30,437	2,989,555	諸収入 △30,437
1 前 年 度 繰 上 充 用 金		3,019,992	△30,437	2,989,555	諸収入 △30,437

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	5,300	1 一般事務経費（一般管理費）【国保年金課】	7,590
		2 給 料	5,300
3 職 員 手 当 等	2,290	2 一般職給 一般職給	5,300
		3 職員手当等	5,300
		2 扶養手当	2,290
		3 管理職手当	15
		4 地域手当	36
		5 通勤手当	588
		10 住居手当	△137
		11 期末勤勉手当	243
		14 子ども手当	1,441
			104
19 負担金補助 及び交付金	△107	30 保険給付事業（老人保健事務費拠出金）【国保年金課】	△107
		19 負担金補助及び交付金	△107
		5 拠 出 金	△107
		老人保健事務費	△107
19 負担金補助 及び交付金	△893	31 保険給付事業（介護納付金）【国保年金課】	△893
		19 負担金補助及び交付金	△893
		5 拠 出 金	△893
		介護給付費納付金	△893
23 償還金利子 及び割引料	2,495	43 諸支出金事業（諸費）【国保年金課】	2,495
		23 償還金利子及び割引料	2,495
		1 償 還 金	2,495
		国費等返還金	2,495
22 補償補填 及び賠償金	△30,437	50 繰上充用事業【国保年金課】	△30,437
		22 補償補填及び賠償金	△30,437

(款) 11 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(2) 17		64,101	49,443
補正前	(2) 15		58,801	47,257
比 較	() 2		5,300	2,186

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	1,167	1,704
補 正 前	1,152	1,668
比 較	15	36

区 分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	10,128	1,539
補 正 前	10,128	1,296
比 較		243

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
113,544	17,965	131,509	
106,058	17,965	124,023	
7,486		7,486	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
7,367	662	51
6,779	799	51
588	△ 137	

期末勤勉手当
(千円)
26,825
25,384
1,441

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	5,300	1 その他の増加分	5,300
職員手当	2,186	1 その他の増加分	2,186

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 5,300 千円	職員数の異動状況 現に在職する 〔 職 員 数 〕 補正後 17(2)人 ()人 17(2)人 補正前 15(2)人 ()人 15(2)人 比 較 2()人 ()人 2()人
	扶養手当 15 千円 管理職手当 36 千円 地域手当 588 千円 通勤手当 △ 137 千円 住居手当 243 千円 期末勤勉手当 1,441 千円

[illegible]

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

[illegible]

第 9 1 号議案

平成 2 2 年度箕面市特別会計老人保健医療事業費補正予算 (第 1 号)

平成 2 2 年度箕面市の特別会計老人保健医療事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 076 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 20, 575 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

教 出 金	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 2	千円 5,076	千円 5,078
3 諸 支 出 金	1 償 還 金	2	5,076	5,078
歳 出 合 計		15,499	5,076	20,575

[The body of the document contains several paragraphs of text that are extremely faint and illegible due to the quality of the scan. The text appears to be organized into sections, possibly separated by horizontal lines, but the specific content cannot be discerned.]

平成22年度
(2010年度)

箕面市特別会計老人保健医療事業費補正予算(第1号) 説明書

1 歳 入 総 括

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 支 払 基 金 交 付 金	8,864	7	8,871
2 国 庫 支 出 金	3,353	0	3,353
3 府 支 出 金	839	0	839
4 繰 入 金	1,435	0	1,435
5 繰 越 金	1	5,069	5,070
6 諸 収 入	1,007	0	1,007
歳 入 合 計	15,499	5,076	20,575

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	97	0	97
2 医療諸費	14,900	0	14,900
3 諸支出金	2	5,076	5,078
4 予備費	500	0	500
歳出合計	15,499	5,076	20,575

補正額の財源内訳					
特	定		財	源	一般財源
国府支出金	地	方	債	その他	
千円			千円	千円	千円
0			0	0	0
0			0	0	0
0			0	0	5,076
0			0	0	0
0			0	0	5,076

2 歳 入

(款) 1 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
1 支 払	基 金 交 付 金	千円 8,864	千円 7	千円 8,871
1 支 払	基 金 交 付 金	8,864	7	8,871
2 審 査 支 払 手 数 料 交 付 金		11	7	18
5 繰 越	金	1	5,069	5,070
1 繰 越	金	1	5,069	5,070
1 前 年 度 繰 越 金		1	5,069	5,070

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
3	諸 支 出 金	千円 2	千円 5,076	千円 5,078	一般財源 千円 5,076
	1 償 還 金	2	5,076	5,078	一般財源 5,076
	1 償 還 金	2	5,076	5,078	一般財源 5,076

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
23 償還金利子 及び割引料	3,686	2 一般事務経費 (償還金) 【介護・福祉医療課】	5,076
28 繰 出 金	1,390	23 償還金利子及び割引料	3,686
		 1 償 還 金	3,686
		国費等返還金	
		28 繰 出 金	1,390
		 2 一般会計繰出金	1,390

(款) 3 諸支出金
(項) 1 償還金

第 9 2 号議案

平成 2 2 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)

平成 2 2 年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52, 423 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 6, 496, 528 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		千円 1,824,217	千円 6,337	千円 1,830,554
	1 支払基金交付金	1,824,217	6,337	1,830,554
7 繰入金		1,129,522	△1,999	1,127,523
	1 他会計繰入金	1,033,131	△1,999	1,031,132
8 繰越金		1	48,085	48,086
	1 繰越金	1	48,085	48,086
歳入合計		6,444,105	52,423	6,496,528

平成22年度
(2010年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 保険料	1,353,630	0	1,353,630
2 使用料及び手数料	2	0	2
3 国庫支出金	1,212,775	0	1,212,775
4 支払基金交付金	1,824,217	6,337	1,830,554
5 府支出金	923,736	0	923,736
6 財産収入	2	0	2
7 繰入金	1,129,522	△1,999	1,127,523
8 繰越金	1	48,085	48,086
9 諸収入	220	0	220
歳入合計	6,444,105	52,423	6,496,528

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	248,333	△1,999	246,334
2 保険給付費	6,011,705	0	6,011,705
3 地域支援事業費	180,141	0	180,141
4 基金積立金	2	2,197	2,199
5 諸支出金	1,924	52,225	54,149
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	6,444,105	52,423	6,496,528

補正額の財源内訳				
特	定 財 源		一 般 財 源	
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	
0	0	0	△1,999	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	2,197	
0	0	0	52,225	
0	0	0	0	
0	0	0	52,423	

2 歳 入

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
4 支 払 基 金 交 付 金		千円 1,824,217	千円 6,337	千円 1,830,554
1 支 払 基 金 交 付 金		1,824,217	6,337	1,830,554
1 介 護 給 付 費 交 付 金		1,803,511	6,337	1,809,848
7 繰 入 金		1,129,522	△1,999	1,127,523
1 他 会 計 繰 入 金		1,033,131	△1,999	1,031,132
1 一 般 会 計 繰 入 金		1,033,131	△1,999	1,031,132
8 繰 越 金		1	48,085	48,086
1 繰 越 金		1	48,085	48,086
1 前 年 度 繰 越 金		1	48,085	48,086

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 総	務 費	千円 248,333	千円 △1,999	千円 246,334	千円 一般財源 △1,999
1 総	務 管 理 費	155,300	△1,999	153,301	一般財源 △1,999
1 一	般 管 理 費	155,300	△1,999	153,301	一般財源 △1,999
4 基	金 積 立 金	2	2,197	2,199	一般財源 2,197
1 基	金 積 立 金	2	2,197	2,199	一般財源 2,197
1 介	護 給 付 費	1	2,197	2,198	一般財源 2,197
1 准	備 基 金				
1 積	立 金				
5 諸	支 出 金	1,924	52,225	54,149	一般財源 52,225
1 償	還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,924	52,225	54,149	一般財源 52,225
2 償	還 金	1	52,225	52,226	一般財源 52,225

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
2 給 料	△1,569	3 一般事務経費（人件費）【介護・福祉医療課】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 △1,569 △1,569
3 職員手当等	△430	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 子ども手当 △430 195 465 △99 △14 486 △1,567 104
25 積 立 金	2,197	50 介護給付費準備基金積立事業【介護・福祉医療課】 25 積 立 金 16 介護給付費準備基金積立金 2,197 2,197
23 償還金利子 及び割引料	52,225	54 諸支出金事業（償還金）【介護・福祉医療課】 23 償還金利子及び割引料 1 償 還 金 国费等返還金 52,225 52,225 52,225

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(3) 16		64,653	51,952
補正前	(3) 16		66,222	52,486
比 較	()		△1,569	△534

職 員 手 当 の 内 訳		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	1,617	4,377
		補 正 前	1,422	3,912
		比 較	195	465

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	1,134	26,765
補 正 前	648	28,332
比 較	486	△1,567

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
116,605	20,398	137,003	
118,708	20,398	139,106	
△2,103		△2,103	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時間外及び休日勤務手当(千円)
(千円)	(千円)	
7,773	1,795	8,491
7,872	1,809	8,491
△99	△14	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 (千円)	内 訳
給 料	△1,569	1 その他の減分	△1,569
職 員 手 当	△534	1 その他の増減分	△534

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る減分 △1,569 千円	職員の異動状況 〔現在に在職する職員数〕 (その他) (計) 補正後 16(3)人 ()人 16(3)人 補正前 16(3)人 ()人 16(3)人 比較 ()人 ()人 ()人
	扶養手当 195 千円 管理職手当 465 千円 地域手当 △99 千円 通勤手当 △14 千円 住居手当 486 千円 期末勤勉手当 △1,567 千円

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

第 9 3 号議案

平成 2 2 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 1 号)

平成 2 2 年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 458 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1, 602, 498 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		38,447	1,458	39,905
	1 総 務 管 理 費	28,687	1,458	30,145
歳 出 合 計		1,601,040	1,458	1,602,498

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 後期高齢者医療保険料	1,397,654	0	1,397,654
2 使用料及び手数料	81	0	81
3 繰入金	199,272	1,458	200,730
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	4,032	0	4,032
歳入合計	1,601,040	1,458	1,602,498

歳 出

款	補正前の額		補正額		計
	千円		千円		千円
1 総務費	38,447		1,458		39,905
2 後期高齢者医療広域連合金 納付	1,558,093		0		1,558,093
3 諸支出金	4,000		0		4,000
4 予備費	500		0		500
歳出合計	1,601,040		1,458		1,602,498

補正額の財源内訳				
特 定 財 源		一 般 財 源		
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,458	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	1,458	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
3 繰	入 金	千円 199,272	千円 1,458	千円 200,730
1 他	会 計 繰 入 金	199,272	1,458	200,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	199,272	1,458	200,730

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 職員給与費等 繰 入 金	1,458	1 職員給与費等繰入金 補正後 40,292,000円－補正前 38,834,000円	1,458

(款) 3 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 総 務 費		千円 38,447	千円 1,458	千円 39,905	千円 一般財源 1,458
1 総 務 管 理 費		28,687	1,458	30,145	一般財源 1,458
	1 一 般 管 理 費	28,687	1,458	30,145	一般財源 1,458

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	656	1 一般事務経費（一般管理費）【介護・福祉医療課】	1,458
		2 給料	656
		2 一般職給	656
		一般職給	656
3 職員手当等	802	3 職員手当等	802
		2 扶養手当	156
		3 管理職手当	492
		4 地域手当	150
		5 通勤手当	△27
		9 時間外及び休日勤務手当	△375
		10 住居手当	△23
		11 期末勤勉手当	325
		14 子ども手当	104

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 3		13,270	10,837
補正前	(1) 3		12,614	10,139
比 較	()		656	698

職員手当 の 内 訳		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	234	1,032
		補 正 前	78	540
		比 較	156	492

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	324	5,611
補 正 前	347	5,286
比 較	△ 23	325

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
24,107	3,814	27,921	
22,753	3,814	26,567	
1,354		1,354	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時間外及び休日 勤務手当 (千円)
(千円)	(千円)	
1,606	329	1,701
1,456	356	2,076
150	△ 27	△ 375

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 (千円)	内 訳
給 料	656	1 その他の増加分	656
職 員 手 当	698	1 その他の増加分	698

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 656 千円	職員数の異動状況 現に在職する 〔 職 員 数 〕 (その他) (計) 補正後 3(1)人 ()人 3(1)人 補正前 3(1)人 ()人 3(1)人 比 較 ()人 ()人 ()人
	扶養手当 156 千円 管理職手当 492 千円 地域手当 150 千円 通勤手当 △ 27 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 375 千円 住居手当 △ 23 千円 期末勤勉手当 325 千円

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493	1494	1495	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---

第94号議案

平成22年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費補正予算(第1号)

平成22年度箕面市の特別会計牧落住宅団地事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493千円を追加し、歳入歳出それぞれ22,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月2日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
繰越金		千円	千円	千円
		1	493	494
繰越金	繰越金	1	493	494

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		21,572	493	22,065
	1 住 宅 費	21,572	493	22,065
歳 出 合 計		21,672	493	22,165

平成22年度
(2010年度)

箕面市特別会計牧落住宅団地事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	千円 21,669	千円 0	千円 21,669
2 財産収入	1	0	1
3 繰越金	1	493	494
4 諸収入	1	0	1
歳入合計	21,672	493	22,165

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 土 木 費	21,572	493	22,065
2 予 備 費	100	0	100
歳 出 合 計	21,672	493	22,165

補正額の財源内訳				
特 定		財 源		一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 493	
0	0	0	0	
0	0	0	493	

2 歳 入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
3	繰越金	千円 1	千円 493	千円 494
1	繰越金	1	493	494
	1 前年度繰越金	1	493	494

節		説	明
区 分	金 額 千円		
			千円
1 前年度繰越金	493	1 前年度繰越金 補正後 494,000円ー補正前 1,000円	493

(款) 3 繰越金
(項) 1 繰越金

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	472	1 牧落住宅管理事業【建築住宅課】	782
		2 給 料	472
3 職 員 手 当 等	△54	2 一般職給 一般職給	472
4 共 済 費	364	3 職 員 手 当 等	△54
25 積 立 金	△289	2 扶 養 手 当	117
		3 管理職手当	369
		4 地 域 手 当	92
		9 時間外及び休日勤務手当	△797
		11 期末勤勉手当	165
		4 共 済 費	364
		3 職員共済組合負担金	121
		4 職員健康保険組合負担金	243
		51 牧落住宅団地施設整備基金積立事業【建築住宅課】	△289
		25 積 立 金	△289
		9 牧落住宅団地施設整備基金積立金	△289

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 1		4,071	2,638
補正前	() 1		3,599	2,692
比 較	() ()		472	△ 54

職 員 手 当 の 内 訳		区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
		補 正 後	117	369
		補 正 前		
		比 較	117	369

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
6,709	1,444	8,153	
6,291	1,080	7,371	
418	364	782	

地 域 手 当	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
(千円)		
488	3	1,661
396	800	1,496
92	△ 797	165

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	472	1 その他の増加分	472
職 員 手 当	△ 54	1 その他の増減分	△ 54

注) 職員数は、常勤職員数であり、() 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 472 千円	職員数の異動状況 〔現在に在職する〕 (その他) (計) 職員数 補正後 1 () 人 () 人 1 () 人 補正前 1 () 人 () 人 1 () 人 比 較 () 人 () 人 () 人
	扶養手当 117 千円 管理職手当 369 千円 地域手当 92 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 797 千円 期末勤勉手当 165 千円

100

Figure 1. Schematic diagram of the experimental setup. The subject is seated in a chair, viewing a video screen. The screen displays a target (a red dot) and a starting point (a green dot). The subject's hand is positioned at the starting point. The distance between the starting point and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand from the starting point to the target. The video screen is 100 cm high and 100 cm wide. The starting point is 50 cm from the bottom edge of the screen. The target is 50 cm from the top edge of the screen. The subject's hand is 50 cm from the bottom edge of the screen. The distance between the starting point and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand from the starting point to the target.

the 1990s, the number of people in the world who are under 15 years of age is expected to increase from 1.1 billion to 1.5 billion. The number of people aged 65 and over is expected to increase from 200 million to 400 million. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion.

the 1990s, the number of people in the world who are illiterate has increased from 1.2 billion to 1.5 billion. The number of illiterate people in the world is projected to reach 1.7 billion by the year 2015. The number of illiterate people in the world is projected to reach 1.7 billion by the year 2015. The number of illiterate people in the world is projected to reach 1.7 billion by the year 2015.

Figure 1. The effect of the concentration of the *Agrobacterium* suspension on the transformation efficiency of *Agrobacterium* strains.

Number of hauls	<i>P. setiferus</i> (%)	<i>P. setiferus</i> + <i>P. setiferus</i> + <i>P. setiferus</i> (%)	<i>P. setiferus</i> + <i>P. setiferus</i> + <i>P. setiferus</i> (%)
1	~10	~20	~70
2	~15	~25	~60
3	~20	~30	~50
4	~25	~35	~40
5	~30	~40	~30
6	~35	~45	~20
7	~40	~50	~10
8	~45	~55	~5
9	~50	~60	~2
10	~55	~65	~1

[illegible][illegible][illegible]

Journal of Management Education 30(6)p. 789-804
© The Author(s) 2006. Reprints and permissions:
<http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>

Journal of Management Education 30(6)p. 789-806
© The Author(s) 2006
Reprints and permissions:
<http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>

第 9 5 号議案

平成 2 2 年度箕面市特別会計小野原西土地区画整理事業費補正予算
(第 1 号)

平成 2 2 年度箕面市の特別会計小野原西土地区画整理事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 203 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2, 144, 398 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 132,431	千円 6,203	千円 138,634
1 土 木 費				
	1 都 市 計 画 費	132,431	6,203	138,634
歳 出 合 計		2,138,195	6,203	2,144,398

[The body of the document contains several paragraphs of text that are extremely faint and illegible due to the quality of the scan. The text appears to be organized into sections, possibly separated by horizontal lines, but the specific content cannot be discerned.]

平成 22 年度
(2010年度)

箕面市特別会計小野原西土地区画整理事業費補正予算 (第 1 号) 説明書

1 総括
歳入

歳入歳出予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産収入	1,956,470	0	1,956,470
2 繰入金	102,594	6,188	108,782
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	79,130	15	79,145
歳入合計	2,138,195	6,203	2,144,398

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 土 木 費	132,431	6,203	138,634
2 公 債 費	2,005,264	0	2,005,264
3 予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計	2,138,195	6,203	2,144,398

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 15	千円 6,188	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	15	6,188	

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
2 繰	入 金	千円 102,594	千円 6,188	千円 108,782
1 他	会 計 繰 入 金	102,594	6,188	108,782
1 -	般 会 計 繰 入 金	102,594	6,188	108,782
4 諸	収 入	79,130	15	79,145
2 雑	入 金	79,129	15	79,144
2 弁	償 金	0	15	15

3 歳 出

(款) 1 土木費

(項) 1 都市計画費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 土	木 費	千円 132,431	千円 6,203	千円 138,634	千円 15 諸収入 一般財源 6,188
1 都 市 計 画 費		132,431	6,203	138,634	15 諸収入 一般財源 6,188
	1 土地区画整理費	132,431	6,203	138,634	15 諸収入 一般財源 6,188

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
2 給 料	3,908	51 小野原西土地区画整理事務所人件費【市街地整備担当】 6,203
3 職 員 手 当 等	2,176	2 給 料 2 一 般 職 給 一般職給 3,908 3,908
4 共 済 費	119	3 職 員 手 当 等 2 扶 養 手 当 84 3 管 理 職 手 当 108 4 地 域 手 当 383 5 通 勤 手 当 74 9 時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 841 11 期 末 勤 勉 手 当 894 14 子 ども 手 当 △208 4 共 済 費 119 7 社 会 保 険 料 119

(款) 1 土木費
(項) 1 都市計画費

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 5		25,674	19,477
補正前	() 5		21,766	17,093
比 較	(1)		3,908	2,384

職員手当 の 内 訳		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	978	2,496
		補 正 前	894	2,388
		比 較	84	108

区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	10,649
補 正 前	9,755
比 較	894

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
45,151	7,136	52,287	
38,859	7,017	45,876	
6,292	119	6,411	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時間外及び休日 勤務手当(千円)
(千円)	(千円)	
3,139	294	1,921
2,756	220	1,080
383	74	841

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	3,908	1 その他の増加分	3,908
職 員 手 当	2,384	1 その他の増加分	2,384

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 3,908 千円	職員数の異動状況 現に在職する 【職 員 数】 補正後 5(1)人 ()人 5(1)人 補正前 5()人 ()人 5()人 比 較 (1)人 ()人 (1)人
	扶養手当 84 千円 管理職手当 108 千円 地域手当 383 千円 通勤手当 74 千円 時間外及び休日勤務手当 841 千円 期末勤勉手当 894 千円

第96号議案

平成22年度箕面市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成22年度箕面市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
ア 拡張事業	78,717 千円	△95 千円	78,622 千円
イ 新営改良事業	131,686 千円	526 千円	132,212 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	2,961,650 千円	320 千円	2,961,970 千円
第1項 営業収益	2,620,926 千円	320 千円	2,621,246 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,739,495 千円	△14,815 千円	2,724,680 千円
第1項 営業費用	2,428,905 千円	△14,843 千円	2,414,062 千円
第2項 簡易水道営業費用	86,242 千円	28 千円	86,270 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額584,512千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額584,943千円」に、「建設改良積立金158,141千円」を「建設改良積立金158,554千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,337千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,355千円」に改める。

(科 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	777,679 千円	431 千円	778,110 千円
第1項 建設改良費	417,715 千円	431 千円	418,146 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費526,273千円」を「職員給与費524,125千円」に改める。

平成22年9月2日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成22年度(2010年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第2号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			2,961,650	320	2,961,970	
	1 営業収益		2,620,926	320	2,621,246	
		3 その他の営業収益	81,164	320	81,484	手数料及び他会計負担金

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			2,739,495	△ 14,815	2,724,680	
	1 営業費用		2,428,905	△ 14,843	2,414,062	
		1 原水及び浄水費	1,361,424	△ 12,425	1,348,999	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	224,951	△ 12,594	212,357	配水・給水設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	28,534	521	29,055	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	157,633	4,091	161,724	料金の調定、徴収及び計量業務に要する費用
		5 総係費	241,342	5,564	246,906	事業活動全般に関連する費用
	2 簡易水道営業費用		86,242	28	86,270	
		1 原水及び浄水費	81,662	28	81,690	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用

資本的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			777,679	431	778,110	
	1 建設改良費		417,715	431	418,146	
		1 拡張費	78,717	△ 95	78,622	拡張事業に要する費用
		2 新営改良費	131,686	526	132,212	新営改良事業に要する費用

平成 2 2 年度(2010年度)箕面市水道事業会計資金計画補正 (第 2 号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	6,524,020 千円	76,596 千円	6,600,616 千円
1 事 業 収 益	2,593,671	320	2,593,991
7 前 年 度 未 収 金	681,723	42,428	724,151
10 前 年 度 繰 越 金	1,413,907	33,848	1,447,755
支 払 資 金	4,850,237	△ 193,862	4,656,375
1 事 業 費 用	2,072,310	△ 14,815	2,057,495
2 建 設 改 良 費	278,355	431	278,786
6 前 年 度 未 払 金	420,449	△ 179,478	240,971
差 引	1,673,783	270,458	1,944,241

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数			給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)		一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
		管理者	その他								
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	13	(7) 40	389	198,597		198,025	397,011	63,792	460,803
	資本勘定支弁職員			(1) 6		28,861		22,108	50,969	9,218	60,187
	合 計	1	13	(8) 46	389	227,458		220,133	447,980	73,010	520,990
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	13	(5) 41	389	200,641		199,442	400,472	63,430	463,902
	資本勘定支弁職員			(1) 6		28,955		21,683	50,638	9,118	59,756
	合 計	1	13	(6) 47	389	229,596		221,125	451,110	72,548	523,658
比 較	損益勘定支弁職員			(2) △ 1		△ 2,044		△ 1,417	△ 3,461	362	△ 3,099
	資本勘定支弁職員			()		△ 94		425	331	100	431
	合 計			(2) △ 1		△ 2,138		△ 992	△ 3,130	462	△ 2,668

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	5,650	15,642	27,368	3,824	4,144	3,067
	補 正 前	5,832	15,072	27,560	3,395	4,020	2,959
	比 較	△ 182	570	△ 192	429	124	108
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 与 金 (千円)	
	補 正 後	1,694	8,427	2,901	97,416	50,000	
	補 正 前	1,694	8,427	2,577	99,589	50,000	
	比 較			324	△ 2,173		

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,138	1 その他の増減分	△ 2,138	新陳代謝に係る減分 △ 21,764 千円 所属会計変更等に係る増加分 19,626 千円	職員数の異動状況(上下水道企業管理者を含む) 現に在職する 職 員 数 (その他) (計) 補正後 47(8)人 ()人 47(8)人 補正前 48(6)人 ()人 48(6)人 比 較 △1(2)人 ()人 △1(2)人
手 当	△ 992	1 その他の増減分	△ 992		扶養手当 △ 182 千円 管理職手当 570 千円 地域手当 △ 192 千円 通勤手当 429 千円 特殊勤務手当 124 千円 宿日直手当 108 千円 住居手当 324 千円 期末勤勉手当 △ 2,173 千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

CHICAGO, ILLINOIS

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

1900

平成 2 2 年度（2010年度）箕面市水道事業会計補正予算（第 2 号）説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(上 水 道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1水道事業収益			円 2,889,757	円 320	円 2,890,077		円	円
	1営 業 収 益		2,620,926	320	2,621,246			
		3その他の営業収益	81,164	320	81,484	他 会 計 負 担 金	72,035	一般会計からの負担金 (子ども手当分) 1,600 320増

支 出

(上 水 道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1水道事業費用			円 2,653,253	円 △ 14,843	円 2,638,410		円	円
	1営 業 費 用		2,428,905	△ 14,843	2,414,062			
		1原水及び浄水費	1,361,424	△ 12,425	1,348,999	給 料	44,916	一般職給 44,916 6,565減
						手 当 等	36,941	扶養手当 1,835 295減 管理職手当 2,376 600減 地域手当 5,405 820減 住居手当 957 324増 期末勤勉手当 18,777 2,971減 子ども手当 910 260増
						法 定 福 利 費	14,323	職員共済組合負担金 9,652 1,328減 職員健康保険組合負担金 3,665 431減 社会保険料 855 1増

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
		2配水及び給水費	冊 224,951	冊 △ 12,594	冊 212,357	給 料	冊 36,048	一般職給	冊 36,048 5,556減
						手 当 等	28,493	扶養手当・ 管理職手当 地域手当 期末勤勉手当 子ども手当	1,469 199減 2,037 663減 4,352 705減 14,641 3,600減 1,040 130増
						法 定 福 利 費	11,215	職員共済組合負担金 職員健康保険組合負担金 社会保険料	7,409 2,225減 2,863 331減 842 555増
		3受託工事費	28,534	521	29,055	手 当 等	3,946	管理職手当 地域手当	369 新規計上 606 40増
						法 定 福 利 費	1,725	職員共済組合負担金 職員健康保険組合負担金	1,244 23増 469 89増
		4業 務 費	157,633	4,091	161,724	給 料	50,520	一般職給	50,520 1,158増
						手 当 等	36,887	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末勤勉手当	827 5増 5,981 128増 900 48増 22,305 432増
						法 定 福 利 費	16,813	職員共済組合負担金 職員健康保険組合負担金	12,730 704増 3,967 91増
						委 託 料	41,134	計量業務等委託 電算システム管理運営委託 ハンディターミナルシステム運用管理委託	29,615 1,600減 4,584 2,772増 668 353増
		5総 係 費	241,342	5,564	246,906	給 料	57,589	一般職給	49,474 8,919増
						手 当 等	41,598	扶養手当	817 307増

								管理職手当	5,340	1,440増
								地域手当	7,013	1,173増
								特殊勤務手当	284	124増
								宿日直手当	250	108増
								期末勤勉手当	25,727	3,938増
								子ども手当	520	130増
						法定福利費	18,895	職員共済組合負担金	13,917	2,419増
								職員健康保険組合負担金	4,514	767増
						委託料	31,486	庁舎管理関係委託	20,262	6,145減
								水道緊急業務待機委託	3,255	149減
								財務会計システム更新業務委託	2,338	7,467減

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(上 水 道)

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
1資本的支出			冊	冊	冊		冊		冊
			599,390	431	599,821				
	1建設改良費		239,426	431	239,857				
		1拡張費	78,717	△ 95	78,622	給 料	19,057	一般職給	19,057 177減
						手 当 等	14,744	管理職手当	1,968 12減
								地域手当	2,373 21減
								通勤手当	220 78増
								期末勤勉手当	8,612 8減
						法定福利費	6,302	職員共済組合負担金	4,741 45増
		2新営改良費	131,686	526	132,212	給 料	9,804	一般職給	9,804 83増
						手 当 等	7,364	管理職手当	528 36増

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
			円	円	円		円		円
								地域手当	1,137 13増
								通勤手当	381 303増
								期末勤勉手当	3,699 36増
						法 定 福 利 費	2,916	職員共済組合負担金	1,871 54増
								職員健康保険組合負担金	714 1増

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

(簡易水道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
1水道事業費用			円	円	円		円		円
			86,242	28	86,270				
	2簡易水道営業費用		86,242	28	86,270				
		1原水及び浄水費	81,662	28	81,690	法 定 福 利 費	1,196	職員健康保険組合負担金	143 5増
								社会保険料	288 1増
								北部簡水法定福利費	756 22増

第 9 7 号議案

平成 2 2 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 平成 2 2 年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 2 年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	330,078千円	△1,951千円	328,127千円
イ 雨水建設改良事業	141,022千円	△618千円	140,404千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,685,921千円	△11,603千円	1,674,318千円
第 1 項 営業費用	1,430,572千円	△11,603千円	1,418,969千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 8 5 , 1 4 5 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 8 2 , 5 7 6 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 4 7 1 , 3 8 3 千円」を

「過年度分損益勘定留保資金 4 6 8, 8 1 9 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収
支調整額 1 3, 7 6 2 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 3, 7 5 7 千
円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1, 029, 605 千円	△ 2, 569 千円	1, 027, 036 千円
第 1 項 建設改良費	554, 485 千円	△ 2, 569 千円	551, 916 千円
第 5 条 予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 1 1 8, 6 8 3 千円」を「職員給与費 1 1 1, 9 7 8 千円」に改める。			

平成 2 2 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成22年度（2010年度）箕面市公共下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

(単位 千円)

支 出	款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
	1下水道事業費用			1,685,921	△11,603	1,674,318	
		1営業費用		1,430,572	△11,603	1,418,969	
			1汚水管渠費	105,864	△3,086	102,778	汚水管渠の維持管理に要する費用
			2雨水管渠費	49,380	△3,855	45,525	雨水管渠の維持管理に要する費用
			4ポンプ場費	49,080	2,608	51,688	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
			6普及促進費	11,033	63	11,096	水洗化の普及促進に要する費用
			8汚水総係費	25,004	△4,365	20,639	汚水事業全般に関連する費用
			9雨水総係費	20,213	△2,968	17,245	雨水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

(単位 千円)

支 出	款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
	1資本的支出			1,029,605	△2,569	1,027,036	
		1建設改良費		554,485	△2,569	551,916	
			1汚水建設改良費	330,078	△1,951	328,127	汚水建設改良事業に要する費用
			2雨水建設改良費	141,022	△618	140,404	雨水建設改良事業に要する費用

平成22年度(2010年度)箕面市公共下水道事業会計資金計画補正(第1号)

区 分		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金		3,912,241 千円	△ 67,945 千円	3,844,296 千円
6	前 年 度 未 収 金	339,717	△ 32,220	307,497
9	前 年 度 繰 越 金	1,498,627	△ 35,725	1,462,902
支 払 資 金		2,132,337	△ 70,263	2,062,074
1	事 業 費 用	979,470	△ 11,603	967,867
2	建 設 改 良 費	388,140	△ 2,569	385,571
4	前 年 度 未 払 金	250,763	△ 56,091	194,672
差 引		1,779,904	2,318	1,782,222

[illegible]

$\mathbb{R}^n$ $\mathbb{C}^n$ $\mathbb{H}^n$ $\mathbb{O}^n$ $\mathbb{S}^n$ $\mathbb{H}^n$ $\mathbb{O}^n$ $\mathbb{S}^n$

[illegible]

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数			給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)		一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
		管理者	その他								
補 正 後	損益勘定支弁職員		13	(2) 7	98	32,972		28,360	61,430	10,533	71,963
	資本勘定支弁職員			() 4		18,425		14,627	33,052	6,230	39,282
	合 計		13	(2) 11	98	51,397		42,987	94,482	16,763	111,245
補 正 前	損益勘定支弁職員		13	(2) 7	98	34,974		30,137	65,209	10,890	76,099
	資本勘定支弁職員			(1) 4		20,005		15,535	35,540	6,311	41,851
	合 計		13	(3) 11	98	54,979		45,672	100,749	17,201	117,950
比 較	損益勘定支弁職員			()		△ 2,002		△ 1,777	△ 3,779	△ 357	△ 4,136
	資本勘定支弁職員			(△ 1)		△ 1,580		△ 908	△ 2,488	△ 81	△ 2,569
	合 計			(△ 1)		△ 3,582		△ 2,685	△ 6,267	△ 438	△ 6,705

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,385	2,559	6,091	1,117	1,427	1,260
	補 正 前	1,446	3,564	6,603	1,179	1,238	1,083
	比 較	△ 61	△ 1,005	△ 512	△ 62	189	177
	区 分	時 間 外 及 び 休日勤務手当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 与 金 (千円)		
	補 正 後	1,684	972	21,492	5,000		
	補 正 前	1,554	924	23,081	5,000		
	比 較	130	48	△ 1,589			

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,582	1 その他の減分	△ 3,582	新陳代謝に係る減分 △ 3,081 千円 所属会計変更等に係る減分 △ 501 千円	職員数の異動状況 〔現に在職する職員数〕 (その他) (計) 補正後 11(2)人 ()人 11(2)人 補正前 11(3)人 ()人 11(3)人 比 較 (△1)人 ()人 (△1)人
手 当	△ 2,685	1 その他の増減分	△ 2,685		扶養手当 △ 61 千円 管理職手当 △ 1,005 千円 地域手当 △ 512 千円 通勤手当 △ 62 千円 特殊勤務手当 189 千円 宿日直手当 177 千円 時間外及び休日勤務手当 130 千円 住居手当 48 千円 期末勤勉手当 △ 1,589 千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

THE STATE OF NEW YORK

IN SENATE
January 14, 1914

REPORT
OF THE
COMMISSIONER OF THE LAND OFFICE
IN RESPONSE TO A RESOLUTION
PASSED BY THE SENATE
MAY 1, 1913

ALBANY:
J.B. LIPPINCOTT COMPANY
PRINTERS
1914

平成 2 2 年度（2010年度）箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(下 水 道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
1下水道事業費用	1営業費用		冊 1,685,921	冊 △11,603	冊 1,674,318		冊		冊
			1,430,572	△11,603	1,418,969				
		1污水管渠費	105,864	△3,086	102,778	給 料	8,435	一 般 職 給	8,435 777減
						手 当 等	4,015	地 域 手 当	928 86減
								通 勤 手 当	358 48増
								特殊勤務手当	10 210減
								宿日直手当	213減
								時間外及び休日勤務手当	44 400減
								住 居 手 当	324減
								期末勤勉手当	2,675 777減
						法定福利費	2,337	職員共済組合負担金	1,045 650減
								社会保険料	590 303増
		2雨水管渠費	49,380	△3,855	45,525	給 料	7,810	一 般 職 給	7,810 2,265減
						手 当 等	6,696	扶 養 手 当	35 121減
								管 理 職 手 当	540 636減
								地 域 手 当	923 332減
								特殊勤務手当	424 210増
								宿日直手当	320 213増
								時間外及び休日勤務手当	500 400増
								住 居 手 当	324 新規計上
								期末勤勉手当	3,378 1,148減
						法定福利費	2,821	職員共済組合負担金	2,061 400減
								職員健康保険組合負担金	735 100減
		4ポンプ場費	49,080	2,608	51,688	給 料	3,252	一 般 職 給	3,252 1,040増
						手 当 等	1,908	地 域 手 当	358 114増
								特殊勤務手当	189 新規計上
								宿日直手当	177 新規計上
								時間外及び休日勤務手当	180 130増
								期末勤勉手当	1,004 540増
						法定福利費	840	職員共済組合負担金	481 新規計上
								職員健康保険組合負担金	256 124増
								社会保険料	99 187減

						(下 水 道)			
支 出									
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
		6普及促進費	冊 11,033	冊 63	冊 11,096	手 当 等	冊 4,020	期末勤勉手当	2,157 36増
						法定福利費	1,531	職員共済組合負担金	1,134 25増
		8汚水総係費	25,004	△4,365	20,639	手 当 等	4,226	職員健康保険組合負担金	385 2増
								扶養手当	372 60増
								地域手当	557 6増
								期末勤勉手当	2,222 23増
						法定福利費	1,587	職員共済組合負担金	1,181 25増
								職員健康保険組合負担金	394 1増
		9雨水総係費	20,213	△2,968	17,245	委 託 料	2,368	財務会計システム更新業務委託	1,403 4,480減
						法定福利費	1,620	職員共済組合負担金	1,066 19増
						委 託 料	1,530	財務会計システム更新業務委託	935 2,987減

資 本 的 収 入 及 び 支 出

						(下 水 道)			
支 出									
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
						節	金 額	備 考	
1資本的支出	1建設改良費		冊 1,029,605	冊 △2,569	冊 1,027,036		冊		冊
			554,485	△2,569	551,916				
		1汚水建設改良費	330,078	△1,951	328,127	給 料	9,317	一 般 職 給	9,317 1,511減
						手 当 等	7,705	地 域 手 当	1,121 166減
						法定福利費	3,186	通 勤 手 当	208 110減
								住 居 手 当	324 48増
								期末勤勉手当	4,155 114減
								職員共済組合負担金	2,183 85増
		2雨水建設改良費	141,022	△618	140,404	社 会 保 險 料	105	社 会 保 險 料	105 183減
						給 料	9,108	一 般 職 給	9,108 69減
						手 当 等	6,922	管 理 職 手 当	843 369減
						法定福利費	3,044	地 域 手 当	1,130 48減
								期末勤勉手当	3,998 149減
								社 会 保 險 料	17 新規計上